

#279-505



郵政法規類集

會計編

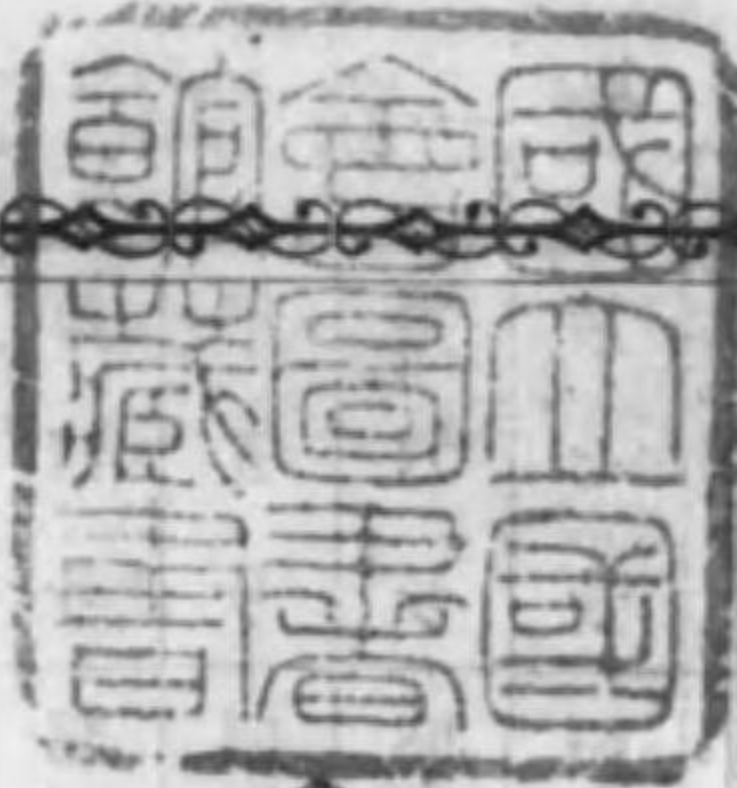
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
1  
2  
3  
4  
5

始





特279 X93.1  
505 YPP  
2



郵政法規類集

會計編

郵政大官房文書課



UK 57



◀表覽一除加編計会▶

第十一号	第十号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	第二号	第一号	台本	訂正書号数	内容	現行年月日	加除者 印者												
昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和二十四年十一月二十日現行																
												第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	第二十三号	訂正書号数	内容	現行年月日	加除者 印者
												昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行	昭和 年 月 日 現行					

郵政法規類集

會計編

はしがき

- 一、本書は、郵政省所掌の各種會計事務に関連する法令、規則、達示等を集録した。
- 一、本書は、昭和二十四年十一月二十日現行により刊行した。なお、適宜訂正書を発行して常に現行のこととする。
- 一、本書の目録は、これを概目、細目及び年次目録の三種に、これを分けた。

昭和二十四年十一月

郵政大臣官房文書課



郵政法規類集

會計編

概目

第一編 會計	一七頁
第一類 通則	一七
第二類 一般會計	一六九
第三類 特別會計	一八一
第一款 通則	一八一
第二款 郵政事業	一九一
第三款 保險年金	二四七
第四類 予算及び決算	二八九
第一款 予算	二八九
第二款 決算	三二三
第五類 收入及び支出	三八三



第一款 收入	三三三
第二款 滯納	四八五
第三款 支出	五一七
第四款 渡切経費	五五五
第六類 出納官吏	五七一
第七類 現金受拂	六〇一
第八類 契約	七〇七
第九類 寄附	七七一
第十類 保管金	七七三
第十一類 計算証明	八〇三
第十二類 会計監査	八七九
第十三類 日本銀行	八八九
第二編 物品	九一七
第一款 通則	九一七
第二款 一般会計	九三一

第三類 特別会計	九四一
第一款 通則	九四一
第二款 被服	一〇四九
第三款 切手類及び印紙	一〇七九
第三編 有價証券	一一一九
第四編 軍票	一一五五
第五編 國有財産	一一五九
第六編 工場計算	一二五九





郵政法規類集  
會計類編  
細目

○財政法第三條の特例に関する法律

昭和二十一年十一月			一頁
昭和二十二年三月	法律第三四号		二
昭和二十三年四月	法律第二七号		一六

第一編 會計  
第一類 通則

○會計法

○會計法第四十六條の規定による報告の徴取及び予算の使用状況の監査の権限の委任について

○予算決算及び会計令

○予算決算及び会計令第十七條第三項によつて大蔵大臣の指定する経費  
○予算決算及び会計令第三十九條の四の認証について  
○契約書の作製を省略し得る場合について

細目

細目

一

昭和二十二年三月	法律第三五号		一七
昭和二十四年四月	逓査方第三一六号		二四
昭和二十二年四月	勅令第一六五号		二六
昭和二十二年七月	査第二九七号		三〇
昭和二十四年八月	郵査第八三号		三七
昭和二十三年十一月	査第一〇八〇号		五二



細目

- 支出負担行為計画認証等取扱規則
- 予定経費算出概則
- 予算決算及び会計令臨時特例
- 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式
- 会計法規ニ基ク出納計算ノ数字及記載事項ノ訂正ニ関スル件
- 数字其ノ他ノ訂正ニ関スル件
- 支拂計画、契約等ノ計画及び小切手等ノ認証ノ取扱規則
- 國庫出納金端数計算法
- 國庫出納金端数計算法ノ適用ニ関スル件
- 経理事務ノ簡捷ヲ図ル爲錢位未滿國庫金ニ付特別ノ取扱ヲ爲スノ件
- 錢位未滿國庫金取扱規程
- 國庫内ニ於ケル移換ニ依ル歳入金ノ受入又ハ歳出金ノ支出ニ関スル錢位未滿ノ金額ノ処理要領ノ件
- 小切手用紙保管規程
- 操替券証券用紙ノ保管方ニ関スル件

### 第二類 一般会計

○通信省一般会計事務規程

昭和三十二年十一月	公達第一二六号	一六九
昭和二十四年六月	大藏省令第五一号	六二
明治二十二年六月	閣令第一九号	八六
昭和二十一年十一月	勅令第五五八号	八六
大正十一年三月	大藏省令第二〇号	九一
大正十一年五月	大藏省令第四三三号	一六一
大正十一年八月	熊本選信局	一六一
昭和二十二年十月	大藏省令第一〇二号	一六一
大正五年一月	法律第二二号	一六二
大正五年四月	官經主第三九六号ノ二	一六三
昭和十八年三月	勅令第三二二一号	一六四
昭和十八年五月	大藏省令第三八号	一六四
昭和十八年六月	計第一五八八号	一六五
大正十一年五月	公達第五二九号	一六五
大正十二年五月	查第七〇五号	一六七

### 第三類 特別会計

#### 第一款 通則

- 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル件
- 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律ノ施行ニ関スル件
- 昭和六年法律第八号ニ依リ各特別会計ヨリ一般会計ニ繰入ルル金額ノ計算ニ関スル特例ニ関スル件
- 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律施行事務取扱細則
- 特別会計ニ於ケル營繕費ニ関スル件
- 作業益金及資金ノ過剩金庫内移換手続
- 國債整理基金特別会計法
- 昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ関スル法律
- 政府職員ノ俸給等ノ支給に關する措置等に伴う大藏省預金部外三特別会計に對する一般会計ノ繰入金に關する法律
- 國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外ノ行政に要する経費ノ財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律

昭和六年三月	法律第八号	一八一
昭和六年七月	勅令第二〇三三号	一八一
昭和十八年七月	勅令第六一八号	一八二
昭和六年七月	大藏省令第二七号	一八二
昭和六年三月	法律第九号	一八三
大正十一年三月	藏第三五五〇号	一八四
明治三十九年三月	法律第六号	一八五
昭和七年六月	法律第八号	一八六
昭和二十三年三月	法律第一一三三号	一八七
昭和二十三年七月	法律第九九号	一八八

細目

細目 三



○簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律

昭和二十三年七月 法律第一〇〇号 一八八

第二款 郵政事業

○郵政事業特別会計法

昭和二十四年五月 法律第一〇九号 一九一

○郵政事業特別会計令

昭和二十四年五月 政令第一九一号 二〇〇

○各特別会計令等の特例に関する政令

昭和二十四年四月 政令第七〇号 二一二

○郵政事業特別会計規程（総則、附則）

昭和二十四年九月 公達第四五号 二一四

○所得税法（抜萃）

昭和二十二年三月 法律第二七号 二二一

第三款 保険年金

○簡易生命保険及郵便年金特別会計法

昭和十九年二月 法律第一一二号 二四七

○簡易生命保険及郵便年金特別会計規則

昭和十九年六月 勅令第四〇八号 二四八

○簡易生命保険及郵便年金特別会計規則の規定により同会計に要する諸書類中保険料並びに掛金領收書式

昭和二十四年六月 郵政省令第三号 二五〇

○簡易生命保険及郵便年金特別会計事務規程

昭和十九年四月 達第二五九号 二五九

第四類 予算及び決算

第一款 予算

○郵政事業特別会計規程（予算）

昭和二十四年九月 公達第四五号 二八九

第二款 決算

○郵政事業特別会計規程（決算）

昭和二十四年九月 公達第四五号 三二三

第五類 収入及び支出

第一款 収入

○恩給金額分担及國庫納金収入等取扱規則

大正十二年十月 勅令第四三九号 三八三

○恩給金額分担及國庫納金収入等事務取扱細則

大正十二年十二月 大藏省令第三〇号 三八三

○職員団体の業務にもつばら従事する者の恩給法に基く國庫納金について

昭和二十四年十月 郵会第二六三号 三八四

○政府ト私人トノ債務ノ相殺アリタル場合ニ於ケル歳入徴收官ノ事務取扱方

大正十一年四月 大藏省訓令第一五号 三八四



細目

- 官廳カ拾得シ國庫ニ帰屬シタル遺失物ノ取扱ニ関スル件
- 官廳間收支過誤整理方ノ件
- 甲乙兩廳間ニ於ケル歳入金取扱方
- 納入告知書ニ金額及收入ノ目的並記發行方ノ件
- 納入告知書ヲ再発シタルトキノ測定済額処理方ノ件
- 仕拂命令仕拂通知書及金額氏名表並ニ納入告知書每宛名ニ法人名記載ノ件
- 收入支出事務ノ完了ニ関スル件
- 歳入徴收報告書提出方ノ件
- 歳入徴收報告書中現金拂込仕訳記載方ノ件
- 歳入徴收官ノ歳入金月計突合表証明ニ関スル件
- 歳入年度等誤謬ノ場合訂正手續
- 各年度歳入測定済額ニシテ翌年度六月三十日迄ニ收入整理ヲ了セサルモノノ取扱方
- 繰越ニ係ル歳入測定済額中收入未了ノモノノ整理方
- 歳入繰越計算表様式
- 歳出支拂未済繰越金ヲ歳入ニ組入方ニ関スル件
- 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル件
- 歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件
- 大正五年勅令第二百五十六号歳入納付に使用する証券に関する件の特例

細目 六

昭和九年九月	査第一二一七号	三八五
明治二十七年一月	會計検査院決議	三八五
明治四十年十月	経主甲第一七三〇ノ三号	三八六
明治四十三年八月	仙台管理局	三八七
明治四十二年四月	官房財務課	三八七
明治四十二年六月	官報	三八七
大正十二年二月	査第二三四号	三八七
明治四十三年十二月	経主乙第五六二〇号	三八八
大正四年三月	官経主第六九〇号	三八八
大正十五年三月	大蔵省令第五号	三八九
大正十一年四月	大蔵省令第三八号	三八九
明治二十四年八月	大蔵省訓令第六八号	三九〇
明治二十五年四月	大蔵省訓令第二五号	三九二
明治三十一年二月	大蔵省訓令第一二二号	三九二
大正十二年五月	査第七七七号	三九四
大正五年三月	法律第一〇号	三九五
大正五年十二月	勅令第二五六号	三九五
昭和二十二年三月	勅令第六八号	三九六

- 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル制限
- 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則
- 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律実施ニ付取扱方心得
- 郵政省及電気通信省主管ノ歳入中証券ヲ以テ納付シ得ルモノノ種目及制限等ノ件

- 歳入金証券納付ニ関スル件
- 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律
- 登録税又ハ手数料トシテ納ムル收入印紙ノ消印ニ関スル件
- 登録税又ハ手数料トシテ納付ヲ受クル收入印紙ノ消印等ニ関スル件
- 書類ニ貼付シタル收入印紙ノ消印等ニ関スル件
- 通信局ニ於テ郵便切手ヲ以テ料金ヲ收納シタルトキ消印方ノ件
- 郵政事業特別会計規程(收支)

第二款 滞納

- 國稅徵收法
- 國稅徵收法施行規則
- 國稅徵收法施行細則
- 郵便電信電話ニ関スル滞納料金徵收規則

細目

細目 七

明治三十年三月	法律第二一号	四八五
明治三十五年四月	勅令第一三五号	四九一
明治三十年六月	大蔵省令第一〇号	四九五
明治四十二年二月	省令第四号	五〇七



- 郵便電信電話料金滞納者財産差押証票取扱規程
- 租税其ノ他收入徴收処分囑託ノ件
- 租税外諸收入金整理ニ関スル件
- 明治四十四年法律第五十八号施行規則
- 貸付金ノ取扱ニ関スル件
- 地方廳へ引継キタル歳入金ノ調定額整理方ノ件
- 貸付金取扱規程
- 租税外諸收入金ヲ貸付金ニ編入方ニ関スル件

### 第三款 支出

- 支出官事務規程
- 仕拂命令ノ宛名記載方ノ件
- 仕拂命令及仕拂通知書等ノ宛名ニ法人名記載方ノ件
- 小切手ニ対スル償還請求等取扱方ノ件
- 火災水害其他非常災害ノ際郵便柱函郵便掛函又ハ電話機等持退キ保護盡力シタル者ニ手当給與方ノ件
- 郵便函持退手当給與方ノ件
- 遺失郵便物ノ返還ヲ受クル場合ニ於ケル報勞金ノ件

明治四十二年三月	公達第二五〇号	五〇九
明治四十年四月	法律第三四号	五〇九
明治四十四年四月	法律第五八号	五一〇
明治四十四年四月	勅令第一二一号	五一〇
大正十四年一月	陸軍省經理局長	五一一
明治二十八年三月	大藏大臣照会	五一一
明治四十四年四月	大藏省令第一七号	五一一
大正六年三月	官経主第三五四号	五一四

昭和二十二年九月	大藏省令第九四号	五一七
明治四十二年二月	経主甲第八四三号	五三七
明治四十二年六月	経主乙第三五六〇号	五三七
大正十三年七月	查第一一二六号	五三八
大正元年八月	公達第七号	五三八
昭和十年一月	廣島逓信局長	五三九
明治四十五年二月	大阪管理局	五三九

- 機械受渡墜落郵便物拾得者ニ対スル報勞金ノ件
- 遺失物ニシテ國庫ニ帰属シタル場合ニ於テ拾得者ニ謝礼金支出方ノ件
- 政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受ケタル場合ニ於ケル會計上ノ規程
- 政府ノ債務ニ対シ差押命令ヲ受ケタル場合會計上ノ規程ニ関スル件
- 政府第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕拂停止仕拂執行及供託ニ関スル手續
- 國稅徵收法ノ規定ニ依リ政府カ第三債務者トシテ債權差押通知ヲ受ケタル場合取扱方ノ件
- 一時恩給又ハ之ニ類スル退職給與等ニ対シ課セラルル所得稅徵收手續ニ関スル件

大正八年三月	郵第五三九号	五三九
昭和十三年八月	查第四三一六号	五三九
明治二十六年十二月	勅令第二六一号	五四〇
昭和二年九月	查第一九四六号	五四一
明治二十七年二月	大藏省令第二号	五四二
大正八年五月	官房經理課長	五五一
昭和十三年十一月	查第四二八六号	五五一

### 第四款 渡切経費

- 郵政事業特別會計規程(渡切経費)
- 指定郵便局及特定郵便局不用物品賣却代金処理ノ件
- 指定郵便局及特定郵便局渡切経費ノ残高ニ対シ所得稅賦課ニ関スル件
- 指定郵便局及特定郵便局通函及集配受負料等所得稅賦課否ノ件
- 渡切費ニ所得稅課否ノ件

昭和二十四年九月	公達第四五号	五五五
明治四十三年十二月	名古屋管理局	五六八
大正八年八月	郵第二六五〇号	五六八
明治三十年八月	逓信省逓信局	五六八
明治三十八年七月	廣島郵便局長	五六九



### 第六類 出納官吏

- 出納官吏事務規程
- 小切手支拂未済金ノ歳入組替及償還支拂ニ関スル処理方ノ件
- 收入官吏歳入歳出外現金出納ノ職務兼掌ノ件
- 郵政省及電氣通信省ノ出納員トナルヘキモノ及其現金出納ニ関スル件
- 出納官吏現金出納簿記載ノ件
- 出納官吏検査規程
- 出納官吏ハ何時タリトモ金櫃帳簿ノ検査ニ應スル件
- 出納官吏等ノ弁償責任ノ免除ニ関スル件
- 出納職員ノ弁償責任ノ檢定通知ノ件
- 會計法第四十二條または會計検査院法第二十七條による會計検査院に對する通知または報告の記載事項に関する件

昭和二十二年九月	大藏省令第九五号	五七一
大正十四年三月	查第一六六号	五九七
明治三十七年一月	大藏省訓令第三号	五九七
大正八年二月	省令第三号	五九八
明治四十五年六月	札幌逓信管理局	五九八
明治二十五年五月	大藏省訓令第三〇号	五九八
明治二十五年五月	大藏省訓令第三五号	五九九
昭和二十年十月	勅令第五八六号	五九九
昭和二十四年六月	郵查第三〇号	五九九
昭和二十四年六月	郵查第三〇号の二	六〇〇
大正十一年四月	省令第三二二号	六〇一
昭和二十四年十月	公達第五二二号	六一五

### 第七類 現金受拂

- 郵政官署現金受拂規則
- 郵政官署現金出納計算規程

○郵政官署現金出納計算規程の制定について

昭和二十四年十月	郵二業第一〇〇五号	六九九
----------	-----------	-----

### 第八類 契約

- 政府の契約の特例に関する法律
- 昭和二十一年法律第六十号政府の契約の特例に関する法律の施行に関する勅令
- 昭和二十二年勅令第十一号第五條の規定による証票
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律
- 昭和二十二年法律第七十一号政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第一條の規定により作成する支拂請求内訳書等を定める件
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）第七條第三項の規定による精算書又は第九條第一項の規定による見積内訳書の提出期限の特例に関する件
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第一條但書第三号の規定による購入契約を指定する件
- 本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ関スル法律

昭和二十一年十二月	法律第六〇号	七〇七
昭和二十二年一月	勅令第一一号	七〇八
昭和二十二年一月	大藏省令第二二二号	七一一
昭和二十二年十二月	法律第一七一号	七一一
昭和二十二年十二月	總理廳令、外務省令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、逓信省令、労働省令	七一八
昭和二十三年五月	大藏省令第四六号	七二四
昭和二十四年五月	大藏省告示第二九五号	七二四
昭和十三年五月	法律第八七号	七二五



- 昭和十三年法律第八十七号ノ適用ヲ受クル外國債ノ條件ニ関スル件
- 國ノ所有ニ屬スル物品ノ賣拂代金ノ納付ニ関スル法律
- 入札又ハ契約ニ関シ保証金ヲ徵スヘキ規定ナキ場合ニ於テモ必要ヲ認メタルトキハ之ヲ提供セシメ得ルノ件
- 工作物ノ新築、増築、改築、移築、移轉、模様替及修繕ノ区分方
- 一般ノ競争ニ加ハラムトスル者ニ必要ナル資格ニ関スル件
- 郵政事業特別会計規程（契約）
- 郵政省廣告取扱規則
- 郵政省廣告取扱規則第二條ニ規定スル廣告ノ媒体

### 第九類 寄附

- 郵便電信事業及燈標設置ニ関スル金銭物品献納許可ノ件
- 土地寄附ニ対スル價格ニ関スル件
- 寄附物件應許ニ関スル件

### 第十類 保管金

○保管金規則

法律	号	頁
昭和十三年五月	勅令第三八九号	七二五
昭和二十四年六月	法律第一七六号	七二五
明治四十三年九月	勅令第三四〇号	七二七
明治四十三年三月	公達第三三七号	七二七
大正十一年四月	大藏省令第三三号	七二八
昭和二十四年九月	公達第四五号	七三〇
昭和二十四年八月	省令第一一号	七六六
昭和二十四年八月	告示第一三二号	七六九
明治二十年二月	告示第一七号	七七一
明治四十四年十二月	通経營第二七七三号	七七一
大正八年九月	調第一二八八号	七七一
明治二十三年一月	法律第一号	七七三
大正十一年二月	大藏省令第五号	七七三
大正十三年七月	司法大臣官房會計課長	七八一
大正十四年六月	司法大臣官房會計課長	七八三
大正十年三月	公達第二四五号	七八三
大正十四年三月	法律第二五号	七八三
大正十一年二月	大藏省令第六号	七八四
昭和二十二年十一月	法律第一二九号	七九九
昭和二十二年十二月	政令第二五三号	八〇〇
明治三十三年八月	勅令第三二九号	八〇一

- 保管金取扱規程
- 保管金支拂ノ爲拂出シタル小切手ヲ受取人ニ於テ喪失セン場合等ノ取扱方ニ関スル件
- 保管金隔地者拂ノ場合其ノ小切手振出日附ヨリ一年ヲ経過シタル爲該資金ヲ預金ニ受戻方ノ件
- 入札又ハ契約保証金以外ノ担保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムル場合ニ於ケル取扱ニ関スル件
- 預金部預金法
- 預金部預金取扱規程
- 大藏省預金部等ノ債權ノ條件変更等ニ関スル法律
- 大藏省預金部等ノ債權ノ條件変更等ニ関スル法律ノ施行ニ関スル政令
- 救恤又ハ學藝技術獎勵寄附金保管出納ニ関スル件

### 第十一類 計算証明

- 計算証明規則
- 郵政事業特別会計規程（計算証明）
- 國庫金運用計算書ノ書式ニついて

規則	号	頁
昭和二十二年五月	會計検査院規則第六号	八〇三
昭和二十四年九月	公達第四五号	八五二
昭和二十二年六月	查第二八一号	八六一



- 會計検査院法
- 會計検査院事務総局事務分掌及び分課規則

- 昭和二十二年四月 法律第七三號 八六八
- 昭和二十二年五月 會計検査院規則第三號 八七五

### 第十二類 會計監査

- 郵政事業特別會計規程(會計監査)

- 昭和二十四年九月 公達第四五號 八七九

### 第十三類 日本銀行

- 日本銀行國庫金取扱規程
- 日本銀行ニ於テ爲ス供託事務ノ取扱ニ關スル件

- 昭和二十二年九月 大藏省令第九三號 八八九
- 大正十一年三月 司法省令第五號 九一六

## 第二編 物品

### 第一類 通則

- 物品會計規則
- 物品の無償貸付及び讓與等に関する法律

- 明治二十二年六月 勅令第八四號 九一七
- 昭和二十二年十二月 法律第二二九號 九一七

- 宿直又ハ徹夜勤務者ノ食料給與及特別文具ニ關スル件
- 特別文具使用規程

- 尺度購入方ノ件

- 規定外ノ特別文具使用方ノ件

- 特別文具使用方ノ件

- 特別文具規程外物品使用ノ件

- 鉄匣ニ格納ヲ要スル物件種目一定方ノ件

- 自轉車及自動自轉車設備規程

- 自轉車及自動自轉車設備規程中改正ニ關スル件

- 通信事業専用車輛ニ内務省警察取締法規適用有無ノ件

- 通信事業専用車輛ニ關スル件

- 火鉢其他改造方

- 通信博物館陳列品寄贈及出品手続

- 明治二十四年三月 勅令第二七號 九一九
- 大正三年六月 公達第三一四號 九二一
- 明治二十八年十一月 函館郵便電信局 九二二
- 大正三年九月 四部通信局長 九二三
- 大正三年十一月 東部通信局長 九二三
- 大正七年二月 東部通信局長 九二三
- 明治四十三年九月 東京管理局 九二四
- 大正十四年十月 公達第八一九號 九二四
- 昭和十年十一月 郵業第九六五號 九二六
- 昭和十三年九月 通信局長 九二六
- 大正十三年十月 郵第二九四〇號 九二六
- 明治二十九年三月 告示第五四七號 九二七
- 明治四十四年五月 告示第五四七號 九二九

### 第二類 一般會計

- 通信省一般會計物品事務規程

- 昭和二十一年十一月 公達第一二七號 九三一



### 第三類 特別会計

#### 第一款 通則

- 郵政事業特別会計規程(物品)
- 簡易生命保険及び郵便年金特別会計所屬の有價証券並びに積立金又は余剰金の貸付に伴う保管品の取扱について
- 自動車整備規程
- 認定処理未済ノ亡失及毀損物品処理ニ関スル件
- 水火其ノ他避クヘカラサル災害ニ因リ電話番号簿滅失シタルトキ代品交付ノ件
- 自動番号器使用ニ関スル件
- 三等局ニ於テ行囊封鉛使用方ノ件
- 郵便私書函使用者健亡失等ノ場合ニ於ケル弁償責任ニ関スル件
- 集配員角燈図式
- 鉄道郵便夜間機械受渡目標装置ノ件
- 鉄道郵便車室内椅子雛形

#### 第二款 被服

- 郵政事業特別会計規程(被服)
- 船舶内通信官署職員服制

昭和二十四年九月	公達第四五号	九四一
昭和二十三年六月	公達第一三八号	一〇三二
昭和二十三年五月	公達第九一号	一〇三三
昭和九年三月	查第四七八号	一〇四五
大正二年四月	東京通信管理局	一〇四五
明治四十五年三月	通業第一二二〇号	一〇四五
大正二年五月	通業第二六四三号	一〇四五
昭和十三年七月	查第三一五六号	一〇四五
明治二十三年三月	公達第七三号	一〇四六
明治三十五年三月	公達第二四一号	一〇四六
明治二十六年六月	公達第二八九号	一〇四六
昭和二十四年九月	公達第四五号	一〇四九
昭和十二年三月	公達第一六一号	一〇七六

#### 第三款 切手類及び印紙

- 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律
- 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所規則
- 郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所規程
- 郵政事業特別会計規程(切手類)

昭和二十四年五月	法律第九一号	一〇七九
昭和二十四年五月	省令第一六号	一〇八一
昭和二十四年五月	公達第一六九号	一〇八五
昭和二十四年九月	公達第四五号	一〇九〇

### 第三編 有價証券

- 政府所有有價証券取扱規程
- 政府保管有價証券取扱規程
- 政府保管有價証券ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノノ取扱方ノ件
- 政府保管有價証券寄託替ニ関スル件
- 政府ニ担保トシテ提供セル國債証券ノ利札收取ニ関スル件
- 日本銀行政府有價証券取扱規程
- 寄託又ハ供託セル國債証券附屬利札盡了ノモノノ特別取扱規程
- 供託又ハ寄託セル國債ノ償還金ヲ以テ爲ス代リ國債ノ買入ニ関スル特

大正十一年二月	大藏省令第七号	一一一九
大正十一年二月	大藏省令第八号	一一二二
大正十二年七月	查第一一三五号	一一二四
昭和十八年八月	計第一七七七号	一一二五
昭和二年九月	查第二〇九三号	一一三一
大正十一年二月	大藏省令第一一号	一一三二
大正十一年十二月	大藏省令第五八号	一一四七



別取扱規程

- 政府有價証券移送保管手續
- 登録國債ノ担保充用方
- 保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル國債証券等ノ價格
- 明治四十一年勅令第二百八十七号第二項ノ規定ニ依リ國債ノ発行價格ニ加算スベキ金額ニ關スル件
- 記名ノ國債ヲ質權ノ目的ト爲ストキ民法第三百六十四條ノ規定ヲ適用セサルノ件
- 保証担保充用國債証券受拂高ヲ年末現在高報告ニ改正ノ件
- 契約保証金其ノ他担保トシテ提供セル外貨表示有價証券ニ關スル件

第四編 軍 票

- 日本國憲法第八條第一項ニ依リ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件
- 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾に伴い発する命令に關する件に基ク連合國占領軍ノ發行する弗表示軍票ノ取締等に関する件
- 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾に伴い発する命令に關する件に基ク英國占領軍ノ發行する磅表示の軍票又は英國占領軍ノ使用する濠洲貨幣ノ取締に関する件
- 外國爲替管理法施行規則又は昭和二十年大藏省令第八十八号ノ規定による制限並びに報告免除
- 昭和二十一年大藏通信省令第一号第一條ノ規定による指定
- 昭和二十二年大藏省令第五十六号ノ規定による指定

年 月	法 律	勅 令	大 藏 省 令	大 藏 省 告 示	大 藏 省 告 示	公 達	細 目
昭和十一年五月			第一二二号				一一四七
大正十一年三月			第一号				一一五一
明治四十二年三月	法 律 第 八 号						一一五一
明治四十一年十一月		勅 令 第 二 八 七 号					一一五二
昭和十四年六月			第二六号				一一五二
明治三十七年四月	法 律 第 一 七 号						一一五三
大正 元 年 十月	通 經 主 第 九 九 五 号						一一五三
昭和十一年十月		查 第 三 一 〇 九 号					一一五三
昭和二十年九月		勅 令 第 五 四 二 号					一一五五
昭和二十二年八月		政 令 第 一 六 五 号					一一五五

第五編 國有財産

- 國有財産法
- 國有財産法施行令
- 國有財産法施行細則
- 郵政事業特別會計規程（固定資産）

年 月	法 律	勅 令	大 藏 省 令	大 藏 省 告 示	大 藏 省 告 示	公 達	細 目
昭和二十三年六月	法 律 第 七 三 号						一一五九
昭和二十三年八月		政 令 第 二 四 六 号					一一六九
昭和二十三年九月		大 藏 省 令 第 九 二 号					一一七七
昭和二十四年九月		公 達 第 四 五 号					一一九九
昭和二十二年十月			第二三三三号				一一五六
昭和二十二年十月			第二三四号				一一五七
昭和二十二年十月			第二三五号				一一五七
昭和二十二年五月			第五六号				一一五六
昭和二十一年九月			第一号				一一五六



細目

- 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に関する法律
- 連合軍に接収せられた物件の現況調査について
- 各局舎敷地取得実測図提出ノ件
- 各局舎敷地取得ニ際シ写真提出方ノ件
- 各局舎敷地取得ノ際ニ於ケル地質調査ニ関スル件
- 本省用地境界石標ニ関スル件
- 経理局長掌理國有財産整理主任配置ノ件
- 雜種財産取扱規程
- 郵政省所管不動産登記の嘱託に関する省令
- 郵政省所管船舶登記の嘱託に関する省令
- 國家公務員のための國設宿舍に関する法律

第六編 工場計算

○郵政事業特別会計規程（工場計算）

法律	昭和三十二年六月	法律第七四号	一二四一
法律第九三五号	昭和二十三年五月	法律第九三五号	一二四三
法律第七四九号	大正十五年二月	法律第七四九号	一二四四
法律第五九七号	昭和六年四月	法律第五九七号	一二四四
法律第一四六一号	昭和十三年五月	法律第一四六一号	一二四四
法律第五八三三号	大正十四年十二月	法律第五八三三号	一二四五
法律第三九九号決議	昭和九年五月	法律第三九九号決議	一二四五
大藏省訓令第二四号	大正十一年六月	大藏省訓令第二四号	一二四六
省令第一四号	昭和二十四年九月	省令第一四号	一二五二
省令第一五号	昭和二十四年九月	省令第一五号	一二五三
法律第一一七号	昭和二十四年五月	法律第一一七号	一二五四

昭和二十四年九月 公達第四五号 一二五九

日本國憲法  
財政法

憲法財政法



細目

- 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に関する法律
- 連合軍に接収せられた物件の現況調査について
- 各局舎敷地取得実測図提出ノ件
- 各局舎用敷地取得ニ際シ写真提出方ノ件
- 各局舎敷地取得ノ際ニ於ケル地質調査ニ関スル件
- 本省用地境域石標ニ関スル件
- 経理局長掌理國有財産整理主任配置ノ件
- 雑種財産取扱規程
- 郵政省所管不動産登記の嘱託に関する省令
- 郵政省所管船舶登記の嘱託に関する省令
- 國家公務員のための國設宿舍に関する法律

第六編 工場計算

○郵政事業特別会計規程（工場計算）

法律	公布	頁
昭和二十三年六月 法律第七四号		一二四一
昭和二十三年五月 法律第九三五号		一二四三
大正十五年二月 法律第七四九号		一二四四
昭和六年四月 法律第五九七号		一二四四
昭和十三年五月 法律第一四六一号		一二四四
大正十四年十二月 法律第五八三三三三号		一二四五
昭和九年五月 法律第三九九号決議		一二四五
大正十一年六月 大藏省訓令第二四号		一二四六
昭和二十四年九月 省令第一四四号		一二五二
昭和二十四年九月 省令第一一五号		一二五三
昭和二十四年五月 法律第一一七号		一二五三

細目 二〇

昭和二十四年九月 公達第四五号 一二五九

日本國憲法  
財政法

憲法財政法



# 郵政法規類集

## 會計編

### ◎日本國憲法

昭和二十一年  
十一月三日

#### 日本國憲法（抄）

##### 第七章 財政

第八十三條 國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四條 あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十五條 國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十六條 内閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七條 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。



すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。

第八十八條 すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

第八十九條 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十條 國の收入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第九十一條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

●財政法

昭和二十二年三月三十一日  
法律第三十四号

財政法目次

第一章 財政総則	三頁	第三章 予算	五
第二章 會計区分	四	第一節 総則	五

第二節 予算の作成	五	第四章 決算	二一
第三節 予算の執行	九	第五章 雜則	二三

財政法

第一章 財政総則

第一條 國の予算その他財政の基本に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 收入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新たな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。

なお第一項の收入及び支出には、會計間の繰入その他國庫内において行方移換によるものを含む。  
歳入とは、一會計年度における一切の收入をいい、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいう。

第三條 租税を除く外、國が國權に基いて收納する課徴金及び法律上又は事実上國の独占に屬する事業における專賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない。

第四條 國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國會の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を國會に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎會計年度、國會の議決を経なければならない。

第五條 すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行から



これを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

**第六條** 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金償還財源に充てなければならぬ。

前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

**第七條** 國は、國庫金の出納上必要があるときは、大藏省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。前項に規定する大藏省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大藏省証券の発行及び一時借入金金の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

**第八條** 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

**第九條** 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

**第十條** 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

## 第二章 会計区分

**第十一條** 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

**第十二條** 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

**第十三條** 國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

## 第三章 予算

### 第一節 総則

**第十四條** 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。

**第十五條** 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、國は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

前二項の規定により國が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外國人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び國際條約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

第二項の規定により國が債務を負担した行為については、次の常会において国会に報告しなければならない。

第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する行為は、これを國庫債務負担行為という。

### 第二節 予算の作成

**第十六條** 予算は、予算総則、歳入歳出予算及び國庫債務負担行為とする。

**第十七條** 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び



國庫債務負担行爲の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。(昭和二四、五第一四五号改正)

内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行爲の見積に関する書類を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

**第十八條** 大蔵大臣は、前條の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び國庫債務負担行爲の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、國會、裁判所及び會計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び會計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

**第十九條** 内閣は、國會、裁判所及び會計検査院の歳出見積を減額した場合においては、國會、裁判所又は會計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、國會が、國會、裁判所又は會計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

**第二十條** 大蔵大臣は、毎会計年度、第十八條の閣議決定に基いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。(昭和二四、五第一四五号改正)

衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、會計検査院長並びに内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣(以下各省各廳の長という。)は、毎会計年度、第十八條の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

**第二十一條** 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、參議院、裁判所、會計検査院並びに内閣、總理府、法務府及び各省(以下各省各廳という。)の予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。(昭和二四、五第一四五号改正)

**第二十二條** 予算総則には、歳入歳出予算及び國庫債務負担行爲に関する總括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第四條第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額

二 第四條第三項の規定による公共事業費の範囲

三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額

四 第七條第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額

五 第十五條第二項の規定による國庫債務負担行爲の限度額

六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項

**第二十三條** 歳入歳出予算は、その収入又は支出に係る部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分しなければならない。(昭和二四、四第二三三号改正)

**第二十四條** 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。(昭和二四、四第二三三号改正)

**第二十五條** 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについては、國會の承認を得ることができる。

**第二十六條** 國庫債務負担行爲は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行爲をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行爲に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

**第二十七條** 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中旬に、國會に提出するのを常例とする。

**第二十八條** 國會に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。



- 一 歳入予算明細書
  - 二 各省各廳の予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書
  - 三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表
  - 四 國庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調査
  - 五 國債及び借入金金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調査
  - 六 國有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調査
  - 七 國が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調査
  - 八 國庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調査
  - 九 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類
- 第二十九條** 内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要を避けることのできない経費若しくは國庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上國の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを國會に提出することができる。
- 内閣は、前項の場合を除くの外、予算の成立後に生じた事由に基いて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を國會に提出することができる。
- 第三十條** 内閣は、必要に應じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを國會に提出することができる。

できる。

暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

**第三節 予算の執行**

**第三十一條** 予算が成立したときは、内閣は、國會の議決したところに従い、各省各廳の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び國庫債務負担行為を配賦する。

前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に、歳入にあつては、項を目に、歳出にあつては、項を目及び節に区分する。

大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

**第三十二條** 各省各廳の長は、歳出予算については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。

**第三十三條** 各省各廳の長は、歳出予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。(昭和二十四、四第二三三號改正)

各省各廳の長は、各目又は大蔵大臣の指定する節の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目の間又は節の間において、彼此流用することができない。

各省各廳の長は、前項の規定により大蔵大臣の指定する節以外の節の経費の金額については、各省各廳の長限り、当該節相互の間において、彼此流用することができる。

大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用については承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行に通知しなければならない。



第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

前五項に定めるものの外、歳出予算の経費の金額の移用及び流用に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

**第三十四條** 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基づいて、政令の定めるところにより、國の支出の原因となる契約その他の行爲（以下支出負担行爲という。）に因る所要額及び支出の所要額について、支出負担行爲担当事務職員及び支出担当事務職員ごとにこれ定め、支出負担行爲又は支拂の計画に関する書類を作製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならない。（昭和二四、四）  
（第二三三號改正）

大藏大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支出負担行爲又は支拂の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

大藏大臣は、第一項の支出負担行爲又は支拂の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び會計検査院に通知するとともに、支拂計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

**第三十五條** 予備費は、大藏大臣が、これを管理する。（昭和二四、四）  
（第二三三號改正）

各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作成し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大藏大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大藏大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第一項の規定は、第十五條第二項の規定による國庫債務負担行爲に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が第十五條第二項の規定により國庫債務負担行爲をなす場合に、これを準用する。

**第三十六條** 予備費を以て支弁した金額については、各省各廳の長は、その調書を作製して、次の國會の常会の開会后直ちに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各廳の調書を次の常会において國會に提出して、その承諾を求めなければならない。

大藏大臣は、前項の総調書及び調書を會計検査院に送付しなければならない。

#### 第四章 決算

**第三十七條** 各省各廳の長は、毎會計年度、大藏大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

大藏大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

**第三十八條** 大藏大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一) 歳入

一 歳入予算額

二 徴收決定済額（徴收決定のない歳入については收納後に徴收済として整理した額）



- 三 收納済歳入額
- 四 不納欠損額
- 五 收納未済歳入額

(二) 歳出

- 一 歳出予算額
- 二 前年度繰越額
- 三 予備費使用額
- 四 流用等増減額
- 五 支出済歳出額
- 六 翌年度繰越額
- 七 不用額

**第三十九條** 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日まで會計検査院に送付しなければならない。

**第四十條** 内閣は、會計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國會に提出するのを常例とする。前項の歳入歳出決算には、會計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附する。

**第四十一條** 毎會計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第五章 雜則

**第四十二條** 毎會計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について國會の承認を得た経費の金額及び年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

**第四十三條** 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならない。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

**第四十四條** 國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

**第四十五條** 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

**第四十六條** 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で國民に報告しなければならない。前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、國庫の状況その他財政の状況について、國會及び國民に報告しなければならない。

**第四十七條** この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

**第一條** この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第三十條、第三十一條、第三十五條並びに第三十六條の規定は、日本國憲法施行の日（昭和二十二年五月三日）から、これを施行し、第三條、第十條及び第三十四條の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の會計年度の予算に計上される公債又は借入金について、第七條、



第三章の規定（第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條、第二十八條、第三十條、第三十一條並びに第三十四條乃至第三十六條の規定を除く。）及び第四章の規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。

○政令第二百十八号（昭和二十二年十月二十一日）

財政法第三十四條の規定は、昭和二十二年十月二十一日から、これを施行する。

○政令第八十六号（昭和二十三年四月十五日）

財政法第三條の規定及び昭和二十三年法律第二十七号（財政法第三條の特例に関する法律）は、昭和二十三年四月十六日からこれを施行する。

**第一條の二** 内閣は、当分の間、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目又は節に区分し難い項があるときは、同條第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目又は節の区分をしないで配賦することができる（昭和二十四、四）  
第二号改正

前項の規定により目又は節の区分をしないで配賦した場合においては、各省各廳の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時まで、大藏大臣の承認を経て、目又は節の区分をしなければならぬ。

大藏大臣は、前項の規定により目又は節の区分について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

**第二條** この法律中「國會」、「内閣」、「各省各廳」又は「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これを夫々「帝國議會」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本國憲法施行の日までは、第二十條第二項中「衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長並びに

内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各廳の長という。）とあるのは「各省大臣」、第二十一條中「衆議院、參議院、裁判所及び会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各廳という。）」とあるのは「各省」と読み替えるものとする。

**第三條** この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

**第四條** 従来予算外國庫の負担となるべき契約に関する件として帝國議會の協賛を経た事項は、日本國憲法施行後においては、國庫債務負担行為となるものとする。但し、この場合においては、改正後の第十五條第三項の規定は、これを適用しない。

**第五條** 左に掲げる法令は、これを廃止する。

明治四十四年法律第二号（公共團體に対する工事補助費繰越使用に関する法律）

明治五年太政官布告第十七号（政府に対する寄附に関する件）

附 則（昭和二十四年四月一日法律第二十三号）

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第二十三條及び附則第一條の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。

2 昭和二十三年度分の歳出予算の経費の金額の流用並びに同年度分の契約等の計画及び支拂計画に関しては、なお、従前の例による

附 則（昭和二十四年五月三十日法律第四十五号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。（以下省略）



◎財政法第三條の特例に関する法律

昭和二十三年四月十四日  
法律第二十七号

財政法第三條の特例に関する法律

政府は、現在の経済緊急事態の存続する間に限り、財政法第三條に規定する價格、料金等は、左に掲げるものを除き、法律の定又は國會の議決を経なくても、これを決定し、又は改定することができる。

- 一 製造煙草（外國煙草及び輸出用製造煙草を除く。）の定價
- 二 郵便、電信、電話、郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金に関する料金
- 三 國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）における旅客及び貨物の運賃の基本貨率

附則

この法律施行の期日は、この成立の日から十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。（昭和二十三年四月政令第八十六号により昭和二十三年四月十六日から施行。）

この法律は、物價統制令の廢止とともに、この効力を失う。

財政法第三條の規定施行の際現に効力を有するこの法律の本則各号に掲げる定價、料金及び基本貨率は、財政法第三條の規定施行の日において、同條の規定に基いて定められたものとみなす。

第一編 會計通則



◎財政法第三條の特例に関する法律

昭和二十三年四月十四日  
法律第二十七号

財政法第三條の特例に関する法律

政府は、現在の経済緊急事態の存続する間に限り、財政法第三條に規定する價格、料金等は、左に掲げるものを除き、法律の定又は國會の議決を経なくても、これを決定し、又は改定することができる。

- 一 製造煙草（外國煙草及び輸出用製造煙草を除く。）の定價
- 二 郵便、電信、電話、郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金に関する料金
- 三 國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）における旅客及び貨物の運賃の基本貨率

附則

この法律施行の期日は、この成立の日から十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。（昭和二十三年四月政令第八十六号により昭和二十三年四月十六日から施行。）

この法律は、物價統制令の廃止とともに、この効力を失う。

財政法第三條の規定施行の際現に効力を有するこの法律の本則各号に掲げる定價、料金及び基本貨率は、財政法第三條の規定施行の日において、同條の規定に基づいて定められたものとみなす。

第一編 會計  
通則



# 第一編 會計

## 第一類 通則

### ●會計法

昭和二十二年三月三十一日  
法律第三十五号

#### 會計法目次

第一章 總則	一七頁
第二章 收入	一七
第三章 支出負担行為及び支出	一八
第一節 總則	一八
第二節 支出負担行為	一八
第三節 支出	一九
第四節 支拂	二〇
第四章 契約	二〇
第五章 時効	二〇
第六章 國庫金及び有價証券	二〇
第七章 出納官吏	二〇
第八章 雜則	二〇
一編一類 會計法 總則 收入	二〇

### 會計法

#### 第一章 總則

**第一條** 一會計年度に屬する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

歳入及び歳出の會計年度所屬の区分については、政令でこれを定める。

**第二條** 各省各廳の長（財政法第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。）は、その所掌に屬する收入を國庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできな。

#### 第二章 收入

**第三條** 租税その他の歳入は、法令の定めるところにより、これを徴收又は收納しなければならない。

**第四條** 大藏大臣は、歳入の徴收及び收納に関する事務の一般を管理し、各省各廳の長は、その所掌の歳入の徴收及び收納に関する事務を管理する。

**第五條** 租税その他の歳入は、官吏（國會の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴收する資格



を有する者（以下歳入徴収官という。）でなければ、これを徴収することができない。

**第六條** 歳入徴収官は、租税その他の歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

**第七條** 租税その他の歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。

出納官吏又は出納員は、租税その他の歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に拂い込まなければならない。

**第八條** 歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

**第九條** 出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳入の返納金は、政令の定めるところにより、各々支拂つた歳入の金額に戻入することができる。

### 第三章 支出負担行為及び支出

#### 第一節 総則

**第十條** 各省各廳の長は、その所掌に係る支出負担行為（財政法第三十四條第一項に規定する支出負担行為という。以下同じ。）及び支出に関する事務を管理する。（昭和二十四、四）  
（第二四号改正）

#### 第二節 支出負担行為

**第十一條** 支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。（昭和二十四、四）  
（第二四号改正）

**第十二條** 各省各廳の長は、財政法第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて支出負担行為をなすには、同法第三十四條の規定により承認された支出負担行為の計画に定める金額を超えてはならない。（昭和二十四、四）  
（第二四号改正）

**第十三條** 各省各廳の長は、他の官吏に委任して、支出負担行為をさせることができる。（昭和二十四、四）  
（第二四号改正）

**第十三條之二** 各省各廳の長又は前條の規定により支出負担行為についてその委任を受けた官吏（以下支出負担行為担当官という。）は、政令の定めるところにより各省各廳の長の指定する官吏（以下支出負担行為認証官という。）の認証を受けた後でなければ、支出負担行為をしてはならない。（昭和二十四、四）

（第二四号追加）

支出負担行為担当官は、前項の規定により認証を受けようとするときは、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付してその認証を受けるものとする。

**第十三條之三** 各省各廳の長は、前條第一項の規定により支出負担行為認証官を指定しようとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。（昭和二十四、四）  
（第二四号追加）

**第十三條之四** 大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため必要があるときは、各省各廳の長に対し、支出負担行為の認証に関し、必要な意見を表示することができる。（昭和二十四、四）  
（第二四号追加）

**第十三條之五** 支出負担行為の認証の職務は、支出負担行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。（昭和二十四、四）  
（第二四号追加）

#### 第三節 支出

**第十四條** 各省各廳の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第三十四條の規定により承認された支拂計画に定める金額を超えてはならない。

（昭和二十四、四）  
（第二四号追加）

各省各廳の長は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の認証を受け、且つ、支出負担行為に関する帳簿に登記されたものでなければ支出することはできない。

**第十五條** 各省各廳の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて支出しようとするときは、現金の交代に代え、日本銀行を支拂人とする小切手を振り出し、又は大蔵大臣の定めるところにより、國庫内の移換のための國庫金振替書（以下國庫金振替書という。）を日本銀行に交付しなければならない。

**第十六條** 各省各廳の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことはできない。但し、第十七條、第十九條乃至第二十一條の規定により、主任の官吏又は日本銀行に対し資金を交付する場合は、この限りでない。

**第十七條** 各省各廳の長は、交通通信の不便な地方で支拂う経費、廳中常用の雑費その他経費の性質上主任の官吏をして現金支拂をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、当該官吏をして現金支拂をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

**第十八條** 各省各廳の長は、前條に規定する経費で政令で定め



るものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは大蔵大臣の承認を経て、会計年度開始前、主任の官吏に対し同條の規定により資金を交付することができる。

大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び会計検査院に通知しなければならない。

**第十九條** 大蔵大臣は、日本銀行をして國債の元利拂の事務を取り扱わしめるため、必要な資金を日本銀行に交付することができる。

**第二十條** 各省各廳の長は、政令の定めるところにより、現金支拂をなさしめるため、郵政官署その他の官署の当該官吏をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。(昭和二十四、五第一六一号改正)

各省各廳の長は、前項の規定により、歳出金に繰り替え使用した現金を補填するため、その補填の資金を当該官吏に交付することができる。

**第二十一條** 各省各廳の長は、隔地者に支拂をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支拂をなさしめることができる。

前項の規定は、隔地の出納官吏に対し第十七條又は前條第

二項の規定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

**第二十二條** 各省各廳の長は、運賃、備船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支拂をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金拂又は概算拂をすることができる。

**第二十三條** 各省各廳の長は、郵政官署その他特殊の經理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるところにより、その全部又は一部を主任の官吏に渡切を以て支給することができる。(昭和二十四、五第一六一号改正)

**第二十四條** 各省各廳の長は、他の官吏に委任してその所掌に属する歳出金を支出するため小切手を振り出さしめ又は國庫金振替書を発せしめることができる。(昭和二十四、四第二四号改正)

各省各廳の長は、前項の規定により、その所掌に属する歳出金の支出に関する事務を他の官吏に委任しようとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。

**第二十五條** 各省各廳の長又は前條第一項の規定により支出についてはその委任を受けた官吏(以下支出官という。)は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の指定する官吏(以下小切手等認証官という。)の認証を受けた後でなければ、小切手又は國庫金振替書を、債権者、出納官吏又は日本銀行に交付してはならない。(昭和二十四、四第二四号改正)

切手等認証官という。)の認証を受けた後でなければ、小切手又は國庫金振替書を、債権者、出納官吏又は日本銀行に交付してはならない。(昭和二十四、四第二四号改正)

支出官は、前項の規定により認証を受ようとするときは、小切手又は國庫金振替書を小切手等認証官に送付してその認証を受けるものとする。

**第二十五條の二** 小切手又は國庫金振替書の認証の職務は、歳出の支出の職務と相兼ねることはできない。(昭和二十四、四第二四号追加)

**第二十六條** 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

**第二十七條** 過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、財政法第三十五條第三項但書の規定により大蔵大臣の指定する経費の外、その経費所属年度の毎項金額中不用となつた金額を超過してはならない。

**第二十八條** 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日附から十日以上を

経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支拂をしなければならない。

日本銀行は、第二十一條の規定により、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付のために振り出した小切手の振出日附から一年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支拂をすることができない。

#### 第四章 契約

**第二十九條** 各省各廳において、賣買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならぬ。但し、各省各廳の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、大蔵大臣に協議して、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

#### 第五章 時効

**第三十條** 金錢の給付を目的とする國の権利で、時効に關し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。國に対する権利で、金錢の給付を目的とするものについても、また同様とする。



**第三十一條** 金銭の給付を目的とする國の權利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に關し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。國に対する權利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

**第三十二條** 法令の規定により、國がなす納入の告知は、民法第五百十三條（前條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

**第六章 國庫金及び有價証券**

**第三十三條** 各省各廳の長は、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有價証券を保管することができない。

**第三十四條** 日本銀行は、政令の定めるところにより、國庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

前項の規定により日本銀行において受け入れた國庫金は、政令の定めるところにより、國の預金とする。

**第三十五條** 國は、その所有又は保管に係る有價証券の取扱を日本銀行に命ずることができる。

ことができる。

**第四十條** 各省各廳の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、各省各廳の事務員をして現金又は物品の出納保管を分掌せしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管に關する事務の分掌を命ぜられた事務員は、これを出納員という。

**第四十一條** 出納官吏が、その保管に係る現金又は物品を亡失毀損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。但し、各省各廳の長の定めた規程により各省各廳の職員の使用に供した物品の亡失毀損について、合規の監督を怠らなかつたことを証明した場合は、その責に任じない。

出納官吏は、單に自ら事務を執らないことを理由としてその責を免れることができない。但し、代理出納官吏、分任出納官吏又は出納員の行爲については、この限りではない。

**第四十二條** 各省各廳の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを亡失毀損したときは、遲滞なく、これを大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

**第四十三條** 各省各廳の長は、出納官吏の保管に係る現金又は

**第三十六條** 日本銀行は、その取り扱つた國庫金の出納、國債の發行による収入金の收支、第十九條又は第二十一條の規定により交付を受けた資金の收支及び前條の規定により取り扱つた有價証券の受拂に關して、會計検査院の検査を受けなければならない。

**第三十七條** 日本銀行が、國のために取り扱う現金又は有價証券の出納保管に關し、國に損害を與えた場合の日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

**第七章 出納官吏**

**第三十八條** 出納官吏とは、現金又は物品の出納保管を掌る官吏をいう。

出納官吏は、法令の定めるところにより、現金又は物品を出納保管しなければならない。

**第三十九條** 出納官吏は、各省各廳の長又はその委任を受けた官吏が、これを命ずる。

各省各廳の長又はその委任を受けた官吏が必要があると認められたときは、前項の出納官吏の事務の全部を代理する代理出納官吏又はその事務の一部を分掌する分任出納官吏を命ずる

物品の亡失毀損があつた場合においては、會計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

前項の場合において、會計検査院が出納官吏に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

**第四十四條** 代理出納官吏、分任出納官吏及び出納員は、その行爲については、自らその責に任ずる。

**第四十五條** 出納官吏に關する規定は、出納員について、これを準用する。

**第八章 雜則**

**第四十六條** 大藏大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各廳に対して、收支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について实地監査を行い、又は必要に應じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

大藏大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各廳の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又



は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

○総務局長から通信局、通信官署へ通達

(昭和二十四年四月十日通達第三一六号)

会計法第四十六條の規定による報告の徴取及び予算の使用状況の監査の権限の委任について、大蔵大臣から別紙のとおり通知があつたから了知ありたい。

(別紙)

蔵計第三二四号

昭和二十四年三月二十二日

大蔵大臣

逓信大臣殿

会計法第四十六條の規定による報告の徴取及び予算の使用状況の監査の権限の委任について

今般会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十六條による報告の徴取及び予算の使用状況の監査の権限を、大蔵大臣が直接これを実施する場合の外、各財務局長及び各財務局地方部長に委任したので、御了知の上、貴省(廳)所管各關係官に対し周知方お取り計らい願いたい。

第四十七條 大蔵省、歳入徴收官、各省各廳の長、支出負担行

爲担当官、支出負担行爲認証官、支出官、小切手等認証官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵省又は会計検査院に送付しなければならない。(昭和二年(四、四号改正))

出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令の定めるところにより、その出納した歳入金又は歳出金について、歳入徴收官又は支出官に報告しなければならない。

第四十八條 國は、政令の定めるところにより、その歳入、歳

出、歳入歳出外現金、支出負担行爲、第十三條の二の規定による認証、第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務を、都道府縣又は特別市の吏員をして取り扱わしめることができる。(昭和二四、四第二四号) (同五第一三四号改正)

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行爲、第十三條の二の規定による認証、第二十五條の規定による認証及び物品に関する事務を取り扱う都道府縣若しくは特別市の吏員については、この法律及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。

第四十九條 第十五條の規定は、各省各廳の長又はその委任を

受けた官吏が、歳出金の支出によらない國庫金の拂出をする場合について、これを準用する。

第五十條 この法律施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第七章及び第四十八條の規定は、日本國憲法施行の日(昭和二十二年五月三日)から、これを施行し、第十二條、第十四條及び第二十五條の規定並びにこの法律中國庫金振替書に關する規定施行の日は、各規定について、政令でこれを定める。

○政令第二十六号(昭和二十二年十月十六日)

会計法中國庫金振替書に關する規定は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

○政令第二十九号(昭和二十二年十月二十日)

会計法第十二條、第十四條及び第二十五條の規定は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第二條 この法律中「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日

一編一類 会計法 附則

までは、これを「勅令」と読み替えるものとする。

第三條 従前の第一條又は第六條の規定は、昭和二十一年度に属する歳入歳出の出納に關する事務の完結並びに同年度に属する大蔵省証券の発行、借入金の借入及びこれらの償還に關しては、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

第四條 従前の第三十五條乃至第三十七條の規定は、日本國憲法施行の日まで、なお、その効力を有する。

第五條 昭和二十年度歳入歳出の決算については、次の会期に於いて國會に提出することができる。

第六條 國の会計経理に關する事項を調査審議しその結果に基いて会計経理に關する必要な改善措置を内閣に建議させるため、臨時に内閣に会計制度調査会を設置する。

調査会は、会長一人及び委員六人以内で、これを組織する。会長は大蔵次官を以てこれに充て、委員は会計検査院の官吏の中から一人、各省の官吏の中から二人及び半職経験のある者の中から三人以内を内閣において命ずる。

調査会の事務を整理するため、調査会に、書記若干人を置



調査会は各省各廳に対し、その会計經理に関する資料の提出を求め又は報告をさせることができる。

内閣は、第一項の規定により調査会の建議を受け、たときは、その建議に基づいて、必要な法律案を国会に提出するものとする。この場合においては、調査会の建議に関する文書を参考として添附しなければならない。

調査会の廃止を必要とすることとなつた場合に関し、必要な事項は、法律でこれを定める。

前各項（第六項を除く。）に定めるものの外、調査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則（昭和二十四年四月一日）  
（法律第二十四号）

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、昭和二十三年度分に関する契約等及び支出に關しては、なお、従來の例による。

2 会計法第一條に規定する会計年度に屬する歳入歳出の出納に關する事務を完結すべき期限は、当分の間、翌年度八月三十一日まで繰り延べることができる。

3 大藏大臣は、会計法第二十五條の規定にかかわらず、昭和二十四年度中において小切手又は國庫金振替書の認証を大藏省令で定める日限り停止することができる。

附則（昭和二十四年五月三十一日）  
（法律第百三十四号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則（昭和二十四年五月三十一日）  
（法律第百六十一号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

●予算決算及び会計令

昭和二十三年四月三十日  
勅令第百六十五号

予算決算及び会計令目次

- 第一章 総則
- 第一節 会計年度所屬区分
- 第二節 出納整理期限
- 第二章 予算
- 第一節 予算の作成
- 第二節 予算の執行
- 第三節 支出負担行為の計画
- 第四節 支拂計画
- 第三章 決算

第四章 予算繰越

第五章 収入

第一節 徴収

第二節 収納

第三節 返納金の戻入

第四節 報告

第六章 支出負担行為及び支出

第一節 支出負担行為

第二節 支出負担行為の認証

第三節 支出総則

第四節 小切手等の振出

第五節 支出の特例

第六節 小切手又は國庫金振替書の認証

第七節 支拂

第八節 報告

第七章 契約

第一節 総則

第二節 一般競争契約

第三節 指名競争契約

第四節 隨意契約

第八章 國庫金及び有價証券

第一節 保管金及び有價証券

第二節 國庫金の出納

第三節 日本銀行の計算報告及び出納証明

第九章 出納官吏

第一節 総則

第二節 責任

第三節 検査及び証明

第十章 帳簿

第十一章 雜則

予算決算及び会計令

第一章 総則

第一節 会計年度所屬区分

第一條 歳入の会計年度所屬は、左の区分による。

- 一 納期の一定している収入はその納期末日の屬する年度
- 二 随時の収入で納入告知書を發するものは納入告知書を發した日の屬する年度
- 三 随時の収入で納入告知書を發しないものは領收した日の



属する年度

四 課税標準の申告をなすべき租税収入で納期の一定してないものはその申告をした日の属する年度  
前項第一号の収入で納入告知書を発すべきものについて、納期所属の会計年度において納入告知書を発しなかつたときは、当該収入は納入告知書を発した日の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

**第二條** 歳出の会計年度所属は、左の区分による。

- 一 國債の元利、年金、恩給の類は支拂期日の属する年度
- 二 諸拂戻金、欠損補填金、償還金の類はその決定をした日の属する年度
- 三 給與、旅費、手数料の類はその支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 四 使用料、保管料、電燈電力料の類はその支拂の原因たる事実の存した期間の属する年度
- 五 工事製造費、物件の購入代價、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後交付するものはその支拂をなすべき日の属する年度
- 六 前各号に該当しない費用で繰替拂をなしたものはその繰

替拂をした日の属する年度、その他のものは小切手を振り出し又は國庫金振替書を発した日の属する年度

**第二節 出納整理期限**

**第三條** 出納官吏又は出納員において毎会計年度所属の歳入金を收納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

**第四條** 支出官において毎会計年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。但し、國庫内における移換のためにする支出又は会計法第二十條第一項の規定により歳出金に繰替使用した現金の補填のためにする支出については、翌年度の五月三十一日まで、小切手を振り出し又は國庫金振替書を発することができる。

**第五條** 出納官吏又は出納員において毎会計年度所属の歳出金を支拂うのは、翌年度の四月三十日限りとする。

**第六條** 会計法第九條但書の規定により支出済となつた歳出金の返納金を、支拂つた歳出の金額に戻入するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

**第七條** 日本銀行において毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、翌年度の四月三十日限りとする。但し、左に掲げる場合においては、翌年度の五月三十一日まで、これが受入を

することができる。

- 一 出納官吏からその收納した歳入金の拂込があつたとき
- 二 市町村又はこれに準すべきものからその領收した歳入金  
の送付があつたとき
- 三 國庫内において移換による歳入金の受入をするとき  
日本銀行において毎会計年度所属の歳出金を支拂うのは、  
翌年度の五月三十一日限りとする。

**第二章 予算**

**第一節 予算の作成**

**第八條** 財政法第十七條第一項の規定により、内閣に送付すべき書類は、大蔵大臣の定めるところにより作成し、前年度の八月三十一日までに、これを内閣に送付しなければならない。内閣は、前項の書類の送付を受けたときは、これを遅滞なく大蔵大臣に回付しなければならない。

財政法第十七條第二項の規定により、大蔵大臣に送付すべき書類は、大蔵大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

**第九條** 大蔵大臣は、財政法第十八條第一項の規定により歳

入、歳出及び國庫債務負担行為の概算について閣議の決定を経たときは、これを各省各廳の長に通知しなければならない。

**第十條** 財政法第二十條第一項の規定による歳入予算明細書は、部局等ごとに歳入の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、更に、各項の金額を各目に区分し、見積の事由及び計算の基くところを示さなければならない。

**第十一條** 財政法第二十條第二項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額を示さなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)  
財政法第二十條第二項の規定による國庫債務負担行為要求書は、國庫債務負担行為について部局等ごとの区分を設け、更に事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に應じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

予定経費要求書及び國庫債務負担行為要求書は、前年度の



十月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

**第十二條** 各省各廳の長は、大蔵大臣の定めるところにより、前條第一項の規定による予定経費要求書の部局等の区分に従い、当該部局等の経費の金額を各目に区分し、更に、各目の金額を節に細分し、且つ、その計算の基くところを示す明細書を作製し、予算が國會に提出された後、直ちにこれを大蔵大臣に送付しなければならない。(昭和二十四、四 第六九号改正)

前項の規定による目節の区分は、各省各廳の長が大蔵大臣に協議して、これを定める。

**第十三條** 予定経費要求書には、各省各廳の所掌する経費全体に関する説明を附さなければならない。(昭和二十四、四 第六九号改正)

**第十四條** 歳入歳出予算及び國庫債務負担行為の部局等の区分並びに歳入歳出予算の部款項の区分は、大蔵大臣がこれを定める。(昭和二十四、四 第六九号改正)

**第十五條** 各省各廳の長は、財政法第二十五條の規定により、歳出予算のうち、翌年度に繰り越して使用する必要があるものについては、その旨を予定経費要求書のうちに明示しなければならない。

**第二節 予算の執行**

**第十六條** 大蔵大臣は、予算が成立したときは、直ちに、國會の議決したところに従い、各省各廳の長の執行すべき歳入歳出予算及び國庫債務負担行為を作製し、これを内閣に送付しなければならない。

**第十七條** 財政法第三十三條第一項及び第二項の規定に基く歳出予算の移用及び流用の承認は、支出負担行為の計画の承認又は計画の変更の承認とあわせてこれをなすものとする。(昭和二十四、四 第六九号改正)

○總務局長から部内一般へ傳達(昭和二十二年七月十日 並 第二九九七号)

予算決算及び会計令第十七條第三項によつて大蔵大臣の指定する経費について次のように、大蔵大臣から、通知があつたから、了知せられたい。

予算決算及び会計令第十七條第三項の規定によつて、大蔵大臣の承認を経なければ、部局等内の同一項の経費のうちで、これに他の経費の金額を流用し又はその経費の金額を他の経費に流用することができない経費を次のように指定する。(昭和二十二年六月八三号)

- 一 超過勤務手当
- 二 賃 金

- 三 賠償及び償還金
- 四 利子及び割引料
- 五 年金及び恩給
- 六 保 險 金
- 七 他会計へ繰入
- 八 貸 付 金
- 九 給與特別措置費
- 一〇 補助負担金及び交付金
- 一一 委託費の目の各節

**第十八條** 財政法第十五條第二項の規定によりなした國庫債務負担行為については、各省各廳の長は、その調書を作製して、次の國會の常会の開会后、直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて國庫債務負担行為の総調書を作製して、國會に報告する手続をしなければならない。

**第三節 支出負担行為の計画**(昭和二十四、四 第六九号改正)

**第十八條の二** 各省各廳の長は、その執行の責に任すべきものとして内閣から配賦された歳出予算又は國庫債務負担行為に基くすべての支出負担行為について、会計の区分に従い支出負担行為担当官ごとに、財政法第三十四條第一項に規定する支出負担行為の計画を定めなければならない。

前項の支出負担行為の計画は、毎四半期(大蔵大臣がこれよりも短い期間を指定したときは、その期間とする。以下支出負担行為計画期間という。)における当該支出負担行為担当官の支出負担行為の所要額について、歳出予算に基く支出負担行為の計画に関するものは歳出予算に定める部局等並びに部款項目及び大蔵大臣の指定する節の区分を、國庫債務負担行為に基く支出負担行為の計画に関するものは予算に定める部局等及び事項の区分を明らかにしなければならない。

**第十八條の三** 各省各廳の長は、大蔵大臣の定めるところにより支出負担行為計画表を作製し、大蔵大臣の定める期限までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

前項の支出負担行為計画表は、支出負担行為計画期間分を一括送付しなければならない。

**第十八條の四** 大蔵大臣は、前條の規定により各省各廳の長から支出負担行為計画表の送付を受けたときは、その支出負担行為計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第三十四條第二項の規定により閣議の決定を経た方針に従つてどうか等、計画の適否につき審査した上、これを承認しなければならない。



**第十八條の五** 各省各廳の長は、大藏大臣の承認を経た支出負担行為の計画について変更するときは、その事由を明らかにし、大藏大臣の承認を求めなければならない。

前條の規定は、前項の承認について、これを準用する。

**第十八條の六** 大藏大臣は、前二條の規定により支出負担行為の計画の承認又は計画の変更の承認をする場合において、当該計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取り消す必要が生じたときは、これを取り消すことができる旨の條件を附することができる。

**第十八條の七** 大藏大臣は、第十八條の五の規定により変更を承認したとき又は前條の規定により附した條件に基いて承認を取り消したときは、これを各省各廳の長及び会計検査院に通知しなければならない。

大藏大臣は、第十八條の四の規定により計画を承認したとき、第十八條の五の規定により変更を承認したとき又は前條の規定により附した條件に基いて承認を取り消したときは、これを支出負担行為認証官に通知しなければならない。

前項の通知は、大藏大臣が心要があると認めるときは、各省各廳の長を経由して、これを行うことができる。

前項の支拂計画表は、支拂計画期間を一括送付しなければならない。

**第十八條の十一** 大藏大臣は、前條の規定により各省各廳の長から支拂計画表の送付を受けたときは、その支拂計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第三十四條第二項の規定により閣議の決定を経た方針に従つてゐるかどうかなど、計画の適否につき審査した上、これを承認しなければならない。

**第十八條の十二** 各省各廳の長は、大藏大臣の承認を経た支拂計画について変更を要するときは、その事由を明らかにし、大藏大臣の承認を求めなければならない。

前條の規定は、前項の承認について、これを準用する。

**第十八條の十三** 大藏大臣は、前二條の規定により支拂計画の承認又は支拂計画の変更の承認をする場合において、当該計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取り消す必要が生じたときは、これを取り消すことができる旨の條件を附することができる。

**第十八條の十四** 大藏大臣は、第十八條の十二の規定により変更を承認したとき又は前條の規定により附した條件に基いて

**第十八條の八** 各支出負担行為計画期間（各会計年度の最終の支出負担行為計画期間を除く。）について大藏大臣の承認を経た支出負担行為の計画（変更の承認を経た計画を含む。）のうちで当該支出負担行為計画期間内に負担済とならなかつた部分は、次の支出負担行為計画期間について大藏大臣の承認のあつた支出負担行為の計画の一部分となるものとする。

**第四節 支拂計画**（昭和二十四、四）  
（第六九号改正）

**第十八條の九** 各省各廳の長は、その執行の責に任すべきものとして内閣から配賦された歳出予算に基くすべての支出について、会計の区分に従い支出官ごとに、財政法第三十四條第一項に規定する支拂計画を定めなければならない。

前項の支拂計画は、毎四半期（大藏大臣がこれよりも短い期間を指定したときは、その期間とする。以下支拂計画期間という。）における当該支出官の支出の所要額について、歳出予算に定める部局等及び部款項の区分を明らかにしなければならない。

**第十八條の十** 各省各廳の長は、大藏大臣の定めるところにより支拂計画表を作製し、大藏大臣の定める期限までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

承認を取り消したときは、これを各省各廳の長、会計検査院及び日本銀行に通知しなければならない。

大藏大臣は、第十八條の十一の規定により計画を承認したとき、第十八條の十二の規定により変更を承認したとき又は前條の規定により附した條件に基いて承認を取り消したときは、これを小切手等認証官に通知しなければならない。

**第十八條の十五** 各支拂計画期間（各会計年度の最終の支拂計画期間を除く。）について大藏大臣の承認を経た支拂計画（変更の承認を経た計画を含む。）のうちで当該支拂計画期間内に支出済とならなかつた部分は、次の支拂計画期間について大藏大臣の承認のあつた支拂計画の一部分となるものとする。  
各会計年度の最終の支拂計画期間は、当該会計年度に属する経費の精算支出に關しては、当該会計年度の出納整理期限までの期間を含むものとする。

**第十八條の十六** 財政法第三十四條第三項の規定により大藏大臣が日本銀行に通知する支拂計画には、部及び款を省略することができる。

**第三章 決算**

**第十九條** 財政法第六條に規定する剰余金は、当該年度におい



てあらたに生じた剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除してこれを計算する。

**第二十條** 財政法第三十七條第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

**第二十一條** 歳入徴收官は、会計検査院に証明のため、歳入徴收類計算書を作製し、証拠書類を添え、当該歳入に関する事務を管理する各省各廳の長に送付し、各省各廳の長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

**第二十二條** 支出官は、会計検査院に証明のため、支出計算書を作製し、証拠書類を添え、当該支出に関する事務を管理する各省各廳の長に送付し、各省各廳の長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

**第二十三條** 前二項の規定による歳入徴收官及び歳入徴收官の事務の一部を分掌する官吏を置いたときは、その旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

契約書の写その他の参考書類を添附しなければならない。

(昭和二四、四  
第六九号改正)

**第五章 收入**

**第一節 徴收**

**第二十六條** 歳入徴收官は、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、各省各廳の長の指定する各廳の長(衆議院、参議院及び会計検査院における事務総局の長並びに最高裁判所の事務局の長を含む。)を以てこれに充てる。但し、各省各廳の長が必要があると認めるときは、大蔵大臣に協議して各廳の長以外の官吏を歳入徴收官に指定することができる。

各省各廳の長は、必要があると認めるときは、歳入徴入官以外の官吏をして歳入徴收官の事務の一部を分掌せしめることができる。

各省各廳の長は、前二項の規定により歳入徴收官及び歳入徴收官の事務の一部を分掌する官吏を置いたときは、その旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

**第二十七條** 支出済となつた歳出の返納金を歳入に組み入れる場合においては、当該経理を支出した支出官が歳入徴收官と

院に送付しなければならない。

**第二十三條** 前三條に規定する計算書は、各省各廳の長から特に委任を受けた官吏をして、直ちに、これを会計検査院に送付せしめることができる。(昭和二四、四  
第六九号改正)

**第四章 予算繰越**

**第二十四條** 財政法第四十三條第一項の規定により、繰越についての歳出予算と同一の区分により作製し、且つ、これに左の事項を示さなければならない。

- 一 繰越を必要とする項の経費の金額
- 二 前号の経費の金額のうち支出済となつた額及び当該年度所屬として支出すべき額
- 三 第一号の経費の金額のうち翌年度に繰越を必要とする額
- 四 第一号の経費の金額のうち不用となるべき額

**第二十五條** 財政法第四十二條但書の規定により、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額について繰越をする場合は、繰越計算書に

して徴收の手續をしなければならない。

**第二十八條** 歳入徴收官は、租税その他の歳入を調査決定しようとするときは、当該歳入について法令に違反していないか、所屬年度及び歳入科目を誤ることがないかを調査しなければならない。

**第二十九條** 会計法第六條の規定による納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面を以てこれをしなければならない。但し、出納官吏又は出納員に即納せしめる場合は、口頭を以てこれをなすことができる。

**第三十條** 会計法第八條但書の規定により、税務署長及び管林署長については、歳入徴收の職務と現金出納の職務とを相兼ねしめることができるものとする。(昭和二四、五第  
一四九号改正)

**第二節 収納**

**第三十一條** 出納官吏又は出納員は、租税その他の歳入金の収納をしたときは、領收証書を納入者に交付しなければならない。この場合においては、出納官吏は、収納済の旨を歳入徴收官に報告しなければならない。

**第三十二條** 日本銀行において、歳入金を収納し又は歳入金の



拂込を受けたときは、領收証書を納入者又は拂込者に交付し、領收済の旨を歳入徴收官に報告しなければならない。  
日本銀行において、國庫金振替書により歳入金に移換の請求を受けたときは、振替済書を請求者に交付し、振替済の旨を歳入徴收官に報告しなければならない。

第三節 返納金の戻入

第三十三條 支出済となつた歳出の返納金は、その支拂つた歳出の金額にこれを戻入することができる。但し、重大な過失に因り誤拂過渡となつた金額についてはこの限りでない。

第三十四條 支出官は、前條の規定により支拂つた歳出の金額に戻入をしようとするときは、返納者をしてその金額を返納せしめなければならない。

第三十五條 日本銀行において、前條の返納金を領收したときは、これに相当する金額について支拂計画の金額に戻入の記帳をなし、その旨を支出官に通知しなければならない。

第四節 報告

第三十六條 歳入徴收官は、毎月、徴收済額報告書を作成し、参照書類を添え、その翌月十五日までに、これを当該歳入に關する事務を管理する各省各廳の長に送付しなければならない。

る期限内に、当該支出負担行為担当官に示達しなければならない。  
ない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

前項の規定は、第十八條の五の規定により大藏大臣の承認を経て変更した支出負担行為の計画について、これを準用する。

第三十九條の二 支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、前條の規定により示達された支出負担行為の計画の金額をこえてはならない。(昭和二十四、四) (第六九号追加)

支出負担行為担当官は、支出負担行為をなしたときは、直ちにこれを支出負担行為認証官及び支出官に通知しなければならない。

第二節 支出負担行為の認証 (昭和二十四、四) (第六九号改正)

第三十九條の三 支出負担行為担当官は、支出負担行為について会計法第十三條の二の規定による認証を受けようとするときは、当該支出負担行為の内容を示す書類に關係書類を添え、これを支出負担行為認証官に送付しなければならない。  
(昭和二十四、四) (第六九号追加)

第三十九條の四 支出負担行為認証官は、認証のため前條の書類の送付を受けたときは、その支出負担行為が法令又は予算

一編一類 予算決算及び会計令 支出負担行為及び支出

い。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

第三十七條 各省各廳の長は、徴收済額報告書により、毎月、徴收総報告書を作成し、参照書類を添え、その月中にこれを大藏大臣に送付しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

第六章 支出負担行為及び支出

第一節 支出負担行為

第三十八條 各省各廳の長は、会計法第十三條の規定により他の官吏に支出負担行為の事務を委任したとき又は第三十八條の二の規定により臨時に他の官吏をして支出負担行為担当官の事務を代理せしめたときは、その旨を支出負担行為認証官、支出官、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

第三十八條の二 支出負担行為担当官に事故があるときは、各省各廳の長は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができる。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

第三十九條 各省各廳の長は、支出負担行為担当官をして支出負担行為を行わしめようとするときは、財政法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行為の計画を、支出負担行為計画期間分を一括して、大藏大臣の定め

に違反することがないか、金額の算定に誤がないか、支出負担行為の計画に従つてゐるか、その他予算の執行上適正かどうかを審査した上、認証すべきものと認めるときは、遅滞なく、認証する旨の表示をなし、記名して印をおさなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号追加)

支出負担行為認証官は、前項の規定による審査の結果認証することを不適当と認めるときは、認証を拒否し、且つ、その重要なものについては、直ちにこれを各省各廳の長に報告しなければならない。

○ 経理局長から支出負担行為認証官、支出負担行為担当官へ通達

(昭和二十四年八月三日) 郵 査 第 八 三 号

予算決算及び会計令第三十九條の四の認証について  
右について別紙甲のとおり質疑があり、これに対して別紙乙のとおり回答した旨、大藏省主計局長より通知があつたから、了知の上、認証上行しないようせられたい。  
(別紙甲)

電 査 第 一 八 号 昭和二十四年七月二日

電氣通信省

経 理 局 長



大蔵省主計局長殿

予算決算及び会計令第三十九條の四の疑義について  
右について左記のとおり疑義を生じたから御回答願したい。

記

第三十九條の四中、予算の執行上適正かどうかについて、次の各号に対する認証の範囲

- 1 購入物品の計画、数量、時期の適否
  - 2 購入方法の適否
  - 3 予定価格算定の適否
  - 4 競争入札の場合は、落札価格をもつて適正と認めてよいか、その場合認証は何時行うか
  - 5 業者の選択の適否
  - 6 旅行の計画必要の適否
- 第三十九條の四の第二項における「審査の結果認証することを不適当と認めるときは、認証を拒否し且つその重要なもの」の解釈について、

(別紙乙)

昭和二十四年七月二十二日

大蔵省主計局長

電氣通信省経理局長殿

予算決算及び会計令第三十九條の四の認証等について  
標記の件について七月二日附電査第一八号による質疑に対しては左の通り扱われたい。  
右回答する。

記

- 一、購入物品の計画、数量、時期及び購入方法の適否は、当然予算の執行に影響するものであるから、予算執行上の適正を計る爲、認証の対象とすべきである。
- 二、予定価格算定の適否は入札による契約金額に影響するものであるから、(一)と同様認証の対象の一部と考えるべきである。したがつてこれが処理は左の方法によることとし、その取扱を一定することと致したい。

予定価格によつて競争入札に附する場合は、その性質上支出負担行為の認証に代るべき事前承認を得るものとし、この場合、便宜上支出負担行為認証官は支出負担行為認証簿に登記しないので、その予定価格調書に承認する旨の表示を示すものとする。

その競争入札により落札した後、落札者との間に契約書を取りかわすに先立ち契約書案、予定価格調書及びその他の入札関係書類に支出負担行為書案を添付し、支出負担行為認証官の認証を受け、この時において支出負担行為認証官が支出負担行為認証簿に登記するものとする。然る後正式契約書を交換し、この時に支出負担行為担当官は支出負担行為簿に始めて登記する。

なお右の場合は、支出負担行為認証官は、落札価格については、自己の予め承認した予定価格の範囲内である場合においては、無條件で適正なる価格と認めて差支ない。

- 三、業者の選択、旅行計画の適否は(一)と同様認証の対象となる。
- 四、予決令第三十九條の四第二項の認証拒否の場合に各省各廳の長へ報告を必要とするものの重要性の限度については、金額の

多寡、拒否の事由の軽重等諸種の事情を勘案して判断すべきであり、個々の事項については支出負担行為認証官が予算執行の適否を審査する見地より決定されたい。

**第三十九條の五** 各省各廳の長は、各支出負担行為担当官について、その支出負担行為を認証すべき支出負担行為認証官を定め、当該支出負担行為認証官の官職、氏名及び所在地を当該支出負担行為担当官、支出官、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

大蔵大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを小切手等認証官に通知しなければならない。(昭和二十四、四第六九号追加)

**第三十九條の六** 支出負担行為認証官に事故があるときは、各省各廳の長は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができる。(昭和二十四、四第六九号追加)

各省各廳の長は、前項の規定により臨時に他の官吏をして支出負担行為認証官の事務を代理せしめようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

**第三十九條の七** 各省各廳の長は、前條の規定により臨時に他の官吏をして支出負担行為認証官の事務を代理せしめたときは、その旨を支出負担行為担当官、支出官、大蔵大臣及び会計

計検査院に通知しなければならない。(昭和二十四、四第六九号追加)

大蔵大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを小切手等認証官に通知しなければならない。

**第三十九條の八** 会計法第十三條の五の規定により支出負担行為の認証の職務と支出負担行為の職務と相兼ねることができるときは、職員が僅少であつて、事務の分掌が極めて困難な場合に限る。(昭和二十四、四第六九号追加)

各省各廳の長は、前項の規定により支出負担行為の職務と相兼ねしめようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

**第三節 支出総則**

**第四十條** 各省各廳の長は、会計法第二十四條の規定により他の官吏に歳出の支出の事務を委任したとき又は第四十二條の規定により他の官吏をして支出官の事務を代理せしめたときは、その旨を支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。(昭和二十四、四第六九号改正)

大蔵大臣は、前項の規定により各省各廳の長が臨時に他の官吏をして支出官の事務を代理せしめた旨の通知を受けたと



きは、直ちにこれを小切手等認証官に通知しなければならぬ。

**第四十一条** 各省各廳の長は、支出官をして歳出を支出せしめようとするときは、財政法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出計画を、支拂計画期間分を一括して、大藏大臣の定める期限内に、当該支出官に示達しなければならぬ。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

前項の規定は、第十八條の十二の規定により大藏大臣の承認を経て変更した支拂計画について、これを準用する。

**第四十一条之二** 支出官は、歳出を支出するには、前條の規定により示達された計画の金額をこえてはならぬ。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

支出官は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の認証を受け、且つ、支出負担行為に関する帳簿に登記されたものでなければ支出することはできない。

支出官は、歳出を支出したときは、直ちにこれを支出負担行為認証官に通知しなければならぬ。

**第四十二条** 支出官に事故があるときは、各省各廳の長は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができる。

り出さなければならぬ。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第四十七條** 第四十四條、第四十五條本文及び前條の規定は、支出官が、國庫金振替書を発する場合に、これを準用する。

**第四十八條** 支出官の振り出す小切手は、これを第四十五條但書の場合は持参人拂式、大藏大臣の特に定める場合は記名式、その他の場合は記名式持参人拂とする。

**第四十九條** 支出官は、隔地の債権者に支拂をなす必要があるときは、支拂場所を指定し、日本銀行に必要な資金を交付し送金の手続をなさしめ、その旨を債権者に通知しなければならぬ。

前項の規定は、大藏大臣の指定する隔地の出納官吏に資金を交付する場合に、これを準用する。

**第五十條** 支出官は、小切手を振り出したときは、その都度、これを日本銀行に通知しなければならない。

**第五節 支出の特例**

**第五十一条** 会計法第十七條の規定により主任の官吏をして現金支拂をなさしめるため、その資金を当該官吏に前渡することができるとは、左に掲げる経費に限る。(昭和二十三、一) (第六九号二四、一) (第三五六号改正)

一編一類 予算決算及び会計令 支出負担行為及び支出

(昭和二十四、四) (第六九号追加)

各省各廳の長は、前項の規定により臨時に他の官吏をして支出官の事務を代理せしめようとするときは、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

**第四十三条** 本章の規定は、小切手法の適用を妨げない。

**第四節 小切手等の振出**

**第四十四条** 支出官は、小切手の振出前その経費の支出は、予算の目的に違反することがないかを調査し当該経費の金額を算定し、且つ、当該経費は支拂計画の金額に超過することがないか、所屬年度及び歳出科目を誤ることがないかを調査しなければならない。

**第四十五条** 支出官は、その振り出す小切手に受取人の氏名、金額、年度、部局等及び項、番号その他必要な事項を記載しなければならない。但し、受取人の氏名の記載は、大藏大臣の特に定める場合を除く外、その記載を省略することができる。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第四十六条** 小切手は、部局等の各項ごとに、これを振り出すなければならない。但し、第六十條の四各号に掲げる経費を支出するための小切手は、他の小切手と區別して、これを振

- 一 船舶に属する経費
- 二 外國で支拂う経費
- 三 交通通信の不便な地方で支拂う経費
- 四 廳中常用の雜費及び旅費、但し、当該経費に充てる資金を主任の官吏において手持することができる金額は、二十万円を限度とする。
- 五 場所の一定しない事務所の経費
- 六 支出官の設置のない官署又は事務所の職員に支給する給与
- 六之二 法令の規定に基いて行う試験に要する経費
- 七 各廳直營の工事、製造又は造林に必要な経費、但し、当該経費に充てる資金を主任の官吏において手持することができる金額は、百万円を限度とする。
- 八 諸拂戻金
- 九 刑務所作業賞與金及び少年院法第七條の規定による賞金
- 十 囚人及び刑事被告人の護送費及び釈放される場合に給與する帰任旅費並びに少年院及び少年觀護所の保護收容者の移送又は送致に要する経費
- 十一 証人、鑑定人、通事、参考人、參與員、調定委員、調



定補助者、勤解者、鑑定委員、翻譯人、計算人、司法委員、裁判所の選任した弁護士若しくは代理人、檢察審査委員若しくはその補充員、検査会法に基いて専門的助言を求められた者又は家事審判法に基いて調査の囑託を受け若しくは報告を求められた者に支給する旅費その他の給與

**第五十二條** 前條の規定により資金を前渡する限度額については、左の各号の定めるところによる。

- 一 常時の費用に係るものは、每一月分以内の金額を予定して交付しなければならない。但し、外國で支拂う経費、交通通信の不便な地方で支拂う経費又は支拂場所の一定しない経費は、事務の必要により六月分以内を交付することができる。
- 二 随時の費用に係るものは、所要の金額を予定し、事務上差支のない限りなるべく分割して交付しなければならない。

**第五十三條** 会計法第十八條第一項の規定により会計年度開始前に主任の官吏に対し資金を交付することができる経費は、左に掲げるものに限る。(昭和二四、四第六九号二) (四、一〇第三五六号改正)

- 一 船舶に属する経費
- 二 外國で支拂う経費

- 一 鉄道官署
- 二 郵政官署

前項の規定による現金の繰替使用に関する手続は、運輸大臣又は郵政大臣が大蔵大臣に協議してこれを定める。

**第五十七條** 会計法第二十二條の規定により前金拂をなすことができるのは、左に掲げる経費に限る。但し、第八号乃至第十一号に掲げる経費については前金拂をする場合においては、各省各廳の長は、大蔵大臣に協議することを要する。(昭和二四、四第六九号二、四、五) (第一二七号改正)

- 一 外國から直接購入する機械、図書、標本又は実験用材料の代價
- 二 定期刊行物の代價
- 三 土地又は家屋の借料
- 四 運賃
- 五 國の買収又は收用に係る土地の上に存する物件の移轉料
- 六 官公署(法令による公園を含む。)に対し支拂う経費
- 七 外國で研究又は調査に従事する者に支給する学資金その他の給與
- 八 試験、研究又は調査の受託者に対し支拂う経費

一編一類 予算決算及び会計令 支出負担行為及び支出

- 三 交通通信の不便な地方で支拂う経費
- 四 刑務所作業賞與金及び少年院法第七條の規定による賞金
- 五 囚人及び刑事被告人が釈放される場合に給與する帰住旅費

**第五十四條** 各省各廳の長は、会計法第十八條第一項の規定により会計年度開始前において、主任の官吏に対し資金を交付しようとするときは、その前渡を要する経費の金額を定め計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

**第五十五條** 各省各廳の長は、左に掲げる経費の支拂をなさしめるため、出納官吏をしてその保管に係る前渡の資金を繰り替へ使用せしめることができる。

- 一 旅費
- 二 埋葬費

前項の規定による前渡の資金の繰替使用に関する手続は、各省各廳の長が大蔵大臣に協議してこれを定める。

**第五十六條** 運輸大臣及び郵政大臣は、左に掲げる官署の出納官吏又は出納員をしてその取扱に係る歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金を交互に繰り替へ使用せしめることができる。(昭和二四、五第一二七号改正)

九 交通至難の場所に勤務する者又は船舶乗組の者に支給する給與

- 十 補助金、負担金及び交付金
- 十一 諸謝金

**第五十八條** 会計法第二十二條の規定により概算拂をなすことができるのは、左に掲げる経費に限る。但し、第三号に掲げる経費については概算拂をする場合においては、各省各廳の長は、大蔵大臣に協議することを要する。(昭和二四、四第六九号二、四、五第一二七号改正)

- 一 旅費
  - 二 官公署(法令による公園を含む。)に対し支拂う経費
  - 三 補助金、負担金及び交付金
  - 四 **第五十九條** 会計法第二十三條の規定により事務費の全部又は一部を主任の官吏に対し渡切を以て支給することができるのは、左に掲げる官署の経費に限る。(昭和二四、四第六九号二、四、五第一二七号改正)
  - 一 郵便局
  - 二 登記所
- 前項の官署の範囲、渡切とすべき歳出科目及び支給方法は、郵政大臣又は法務総裁が大蔵大臣に協議してこれを定める。



**第六十條** 会計法第二十七條但書に規定する毎項金額は、部局等における毎項金額とする。

**第六節 小切手又は國庫金振替書の認証**

**第六十條之二** 会計法第二十五條の規定により、小切手等認証官の認証を受けなければならない小切手又は國庫金振替書は、大蔵大臣の指定する経費以外の経費に係るものとする。

(昭和二四、四  
第六九号改正)

支出官は、認証を受けなければならない小切手又は國庫金振替書について会計法第二十五條の規定による認証を受けようとするときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該小切手又は國庫金振替書に証拠書類を添え、これを小切手等認証官に送付しなければならない。

**第六十條之三** 小切手等認証官は、認証のため小切手又は國庫金振替書の送付を受けたときは、その経費の支出が法令又は予算に違反することがないか、金額の算定に誤がないか、支出負担行為の計画に従つてゐるか、所属年度及び歳出科目を誤ることがないか、その他予算の執行上適正かどうかを審査した上、認証すべきものと認めたとときは、遅滞なく認証する旨の表示をなし、記名して印をおさなければならない。(昭和二四、四)

各省各廳の長は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを当該支出官に通知しなければならない。

**第六十條之五** 大蔵大臣は、各支出官について、当該支出官の振り出す小切手又は発する國庫金振替書に認証すべき小切手等認証官を定め、当該小切手等認証官の官職、氏名及び所在地を各省各廳の長、会計検査院及び日本銀行に通知しなければならない。(昭和二四、四  
第六九号改正)

各省各廳の長は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを当該支出官に通知しなければならない。

**第六十條之六** 小切手等認証官は、認証の事務について、大蔵大臣の指示を受けるものとする。

**第六十條之七** 小切手等認証官に事故があるときは、大蔵大臣は、臨時に他の官吏をしてその事務を代理せしめることができる。(昭和二四、四  
第六九号改正)

大蔵大臣は、前項の規定により臨時に他の官吏をして小切手等認証官の事務を代理せしめたときは、その旨を各省各廳の長、会計検査院及び日本銀行に通知しなければならない。各省各廳の長は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを支出官に通知しなければならない。

**第七節 支拂**

**第六十一條** 日本銀行は、小切手の呈示があつたときは、その

一編一類 予算決算及び会計令 支出負担行為及び支出

第六九号改正)

小切手等認証官は、前項の規定による審査の結果認証することを不適当と認めたとときは、認証を拒否し、且つ、小切手等認証官は、その重要なものについては、直ちにこれを大蔵大臣に報告しなければならない。

**第六十條之四** 大蔵大臣は、会計法第二十五條の規定により小切手等認証官を指定する場合には、認証を受けなければならない経費のうち、左の各号に掲げる経費については大蔵部内の官吏(特別の事由のある場合においてはその他の官吏)の中から、その他の経費については当該経費を所掌する各省各廳の部内の官吏の中から、小切手等認証官を指定しなければならない。(昭和二三、九第二九七号  
二四、四第六九号改正)

- 一 終戦処理費
- 二 特殊財産処理費
- 三 賠償施設処理費
- 四 公共事業費
- 五 補助金、負担金及び交付金
- 六 新営費及び修繕費
- 七 前各号に掲げるものの外大蔵大臣の指定する経費

小切手が法令に違反することがないか、券面金額が支拂計画の金額の残高に超過することがないかを調査し、その支拂をしなければならぬ。

前項の規定は、日本銀行が國庫金振替書の交付を受けた場合に、これを準用する。

**第六十二條** 第四十九條の規定により交付を受けた資金のうち、資金交付の日から一年を経過しまだ支拂を終らない金額に相当するものは、日本銀行においてその送金を取り消し、これをその取り消した日の属する年度の歳入に納付しなければならない。

毎会計年度の小切手振出済金額のうち、翌年度の五月三十一日までに、支拂を終らない金額に相当する資金は、財政法第四十一條の決算上の剰余金に組み入れずこれを繰越整理しなければならない。

前項の規定により繰り越した資金のうち、小切手の振出日附から一年を経過しまだ支拂を終らない金額に相当するものは、これをその期間満了の日の属する年度の歳入に組み入れなければならない。

**第六十三條** 支出官が、小切手の所持人から償還の請求を受け



た場合においては、これを調査し償還すべきものと認めるときは、その償還をなすものとする。

前項の規定は、支出官が会計法第二十八條第二項の場合において、その支拂を受けない債権者又は出納官吏から更に請求を受けた場合に、これを準用する。

第八節 報告

第六十四條 支出負担行為担当官、支出負担行為認証官及び支出官は、毎月、それぞれ支出負担行為済額報告書、支出負担行為認証済額報告書及び支出済額報告書を作製し、翌月十五日までにこれを当該事務を管理する各省各廳の長に提出しなければならぬ。(昭和二四、四 第六九号改正)

第六十五條 各省各廳の長は、前條の規定により提出された支出負担行為済額報告書及び支出済額報告書に基き、それぞれ支出負担行為総報告書及び支出総報告書を作製し、これにそれぞれ支出負担行為済額報告書及び支出済額報告書を添え、その月中に大藏大臣に送付しなければならない。(昭和二四、四 第六九号改正)

各省各廳の長は、前條の規定により提出された支出負担行為認証済額報告書をその月中に大藏大臣に送付しなければならない。

なすとき

三 せり賣に付するとき

四 物品賣拂の場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき

五 第一号及び第二号以外の随意契約について各省各廳の長が契約書を作製する必要がないと認めるとき

大藏大臣は、前項の協議が調つたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第七十一條 國と契約を結ぶ者は、現金又は國債を以て契約金額の百分の十以上の保証金を納めなければならない。

指名競争に付し又は随意契約による場合においては、各省各廳の長は、保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。前條第三号及び第四号の場合も、また同様とする。

第七十二條 契約者がその義務を履行しないときは、契約に別段の定がある場合の外は、保証金は國庫に帰属する。

第七十三條 國に属する財産を賣り拂うときは、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、その引渡の時まで又は移轉の登記若しくは登録の時までに、その代金を完納せしめなければならない。

らない。

第六十六條 削除(昭和二四、四 第六九号)

第六十七條 小切手等認証官は、毎月、認証済額報告書を作製し、その翌月中にこれを大藏大臣に送付しなければならない。

第七章 契約

第一節 総則

第六十八條 各省各廳の長又はその委任を受けた官吏が契約をしようとするときは、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作製しなければならない。

第六十九條 契約書には、当該官吏が記名して印をおすことを必要とする。

第七十條 各省各廳の長は、左に掲げる場合においては、第六十八條に規定する契約書を作製を省略することができる。但し、第五号の場合においては、大藏大臣に協議することを要する。(昭和二三、一一 第三三四号改正)

一 三十万円を超えない指名競争契約又は随意契約をなすとき

二 外國で五十万円を超えない指名競争契約又は随意契約を

第七十四條 財産の貸付料は、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、これを前納せしめなければならない。但し、貸付期間の六箇月以上に亙るものについては、定期にこれを納付せしめることができる。

第七十五條 各省各廳の長は、工事若しくは製造又は物件の買入でその代價が三十万円を超えるものについては、当該工事若しくは製造の完了又は物件の完納の後、監督又は検査した官吏又は技術者をしてその調書を作製せしめなければならない。(昭和二三、一一 第三三四号改正)

契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分に対し、完済前又は完済前に代價の一部分を支拂おうとするときは、各省各廳の長は、特に検査のために官吏又は技術者に命じて調書を作製せしめなければならない。

前二項の場合における支拂は、前二項の規定による調書に基かなければ支拂をなすことができない。

第七十六條 前條第二項の場合における支拂金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代價の十分の九、物件の買入についてはその既済部分に対する代價を超えることができない。但し、性質上可分の工事又は製造における完済部



分に対しては、その代價の全額までを支拂うことができる。  
第七十七條 前二條の規定は、工事又は製造以外の請負契約の全部又は一部の履行に対し支拂をする場合に、これを準用する。

第二節 一般競争契約

第七十八條 一般の競争に加わろうとする者に必要な資格は、大蔵大臣の定めるところによる。

第七十九條 各省各廳の長は、左の各号の一に該当すると認めらるる者、その後二年間競争に加わらしめないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に際し故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質數量に関し不正の行爲があつた者
- 二 競争に際し不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的を以て連合をなした者
- 三 競争加入を妨害し又は競落者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者
- 四 検査監督に際し係員の職務執行を妨げた者
- 五 正当の理由がなくして契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用する者

第八十條 各省各廳の長は、前條の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に加わらしめないことができる。

第八十一條 競争に加わろうとする者は、現金又は國債を以て見積金額の百分の五以上の保証金を納めなければならない。

第八十二條 競落者が契約を結ばないときは、保証金は國庫に帰属する。

第八十三條 競争は、第九十一條に規定する場合の外は、すべて入札の方法を以てこれを行わなければならない。

第八十四條 入札の方法により競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少くとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法を以て公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

第八十五條 前條の規定による公告は、左に掲げる事項についてこれをなすものとする。

- 一 競争入札に付する事項
  - 二 契約條項を示す場所
  - 三 競争執行の場所及び日時
  - 四 入札の保証金額に関する事項
- 第八十六條 各省各廳の長又はその委任を受けた官吏は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。(昭和二十四、四、第八一號改正)
- 第八十六條の二 予定価格は、競争入札に付する事項の價格の総額について定めなければならない。但し、一定期間継続してなす製造、修理、加工、賣買、供給、使用等の契約の場合においては、單價についてその予定價格を定めることができる。(昭和二十四、四、第八一號追加)
- 第八十六條の三 予定価格は、左の各号により計算した價格によつて定めなければならない。(昭和二十四、四、第八一號追加)
- 一 契約の目的となる物又は役務について物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額(同令第三條第一項但書の規定による許可に係る價格等の額を含む。以下統制額という。)のある場合は、当該統制額をこえない價格

一編一類 予算決算及び会計令 契約

二 契約の目的となる物又は役務について統制額のない場合は、これを構成する材料、労務、諸役務及び諸雜費に分けて左の方法により計算した價額

イ 統制額のある材料及び諸役務については、当該統制額をこえない價額

ロ 一般職種別賃金額(政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十七号)第二條第一項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)のある労務については、当該賃金額をこえない價額

ハ 統制額のない材料及び諸役務については、類似の材料及び諸役務の統制額に準拠して適正に計算した價額

ニ 一般職種別賃金額のない労務については、一般職種別賃金額に準拠して適正に計算した價額

ホ 諸雜費については、各省各廳の長が大蔵大臣と協議して決定した基準により計算した額をこえない價額

三 契約の目的となる物又は役務の性質上前号の規定によることができなないものについては、各省各廳の長又はその委任を受けた官吏が取引の実例價格、履行の難易、契約數量



の多寡、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して決定した價額

前項第一号又は第二号の規定により統制額又は一般職種別賃金額をこえない價額で契約の目的となる物又は役務の價額を計算する場合においては、当該物又は役務の取引の実例價格、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して当該價額を定めなければならない。

**第八十七條** 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前においてこれを行わなければならない。但し、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をして開札に立ち会わせなければならない。

入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をなすことができない。

第七十八條の規定による競争加入の資格がない者のなした入札又は入札に關する條件に違反した入札は無効とする。

**第八十八條** 開札の場合において各人の入札のうち、第八十六條の規定により予定した價格の制限に達したものがなるときは、直ちに、再度の入札をなすことができる。

**第八十九條** 落札となるべき同價の入札をした者が二人以上あ

るときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をして、これに代りくじを引かせることができる。

**第九十條** 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に、入札に付しようとするときは、第八十四條の期間は五日までに、これを短縮することができる。

**第九十一條** 各省各廳の長は、動産の賣拂について特別の事由に因り必要があると認める場合においては、大藏大臣に協議して、本節の規定に準じ、せり賣に付することができる。

**第三節 指名競争契約**

**第九十二條** 会計法第二十九條但書の規定により、一般の競争に付することを不利と認める場合の外、左に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。(昭和二三、一一) (第三三四号改正)  
一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般の競争に付する必要がないとき  
二 予定價格が百万円を超えない工事若しくは製造をなさしめ又は予定價格が六十万円を超えない財産の買入をなすと

き

三 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件の借入をなすとき

四 予定賃貸料の年額又は総額が十万円を超えない物件の貸付をなすとき

五 予定代價が二十万円を超えない財産の賣拂をなすとき

六 工事若しくは製造の請負、財産の賣買又は物件の貸借以外の契約でその予定價格が四十万円を超えないとき  
随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

**第九十三條** 指名競争に付しようとするときは、なるべく五人以上の入札者を指定しなければならない。

前項の場合においては、第八十五條に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

**第九十四條** 各省各廳の長は、一般の競争に付することを不利と認め指名競争に付して契約を結んだときは、事由を明らかにし、直ちに、これを会計検査院に通知しなければならない。

**第九十五條** 第七十九條乃至第八十三條、第八十六條乃至第八

十九條の規定は、指名競争契約の場合に、これを準用する。各省各廳の長は、前項において準用する第八十一條の規定による保証金の納付の必要がないと認める場合においては、その納付を免除することができる。

**第四節 随意契約**

**第九十六條** 会計法第二十九條但書の規定により、一般の競争に付することを不利と認める場合の外、左に掲げる場合においては、随意契約によることができる。(昭和二三、一一) (第三三四号改正)  
一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき  
二 急迫の際競争に付する暇がないとき  
三 國の行爲を秘密にする必要があるとき  
四 予定價格が五十万円を超えない工事若しくは製造をなさしめ又は予定價格が三十万円を超えない財産の買入をなすとき  
五 予定賃借料の年額又は総額が十五万円を超えない物件の借入をなすとき  
六 予定賃貸料の年額又は総額が五万円を超えない物件の貸付をなすとき  
七 予定代價が十万円を超えない財産の賣拂をなすとき



- 八 工事若しくは製造の請負、財産の賣買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二十万円を超えないとき
- 九 労力の供給を負わしめるとき
- 十 運送又は保管をなさしめるとき
- 十一 各省各廳の組織相互の間で契約をなすとき
- 十二 農場、工場、学校、試験所、監獄その他これに準ずべきものの生産に係る物品の賣拂をなすとき
- 十三 國の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用せしめるためこれに必要な物品の賣拂をなすとき
- 十四 法律の規定により財産の譲渡又は無償貸付をなし得る者にその財産の賣拂又は有償貸付をなすとき
- 十五 非常災害があつた場合において罹災者に國の生産に係る建築材料の賣拂をなすとき
- 十六 外國で契約をなすとき
- 十七 都道府縣市町村その他の公法人、公益法人、産業組合又は慈善のために設立した救済施設から直接に物件の買入又は借入をなすとき
- 十八 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき

- 十九 學術又は技藝の保護奨励のためこれに必要な物件の賣拂又は貸付をなすとき
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のためこれに必要な物件の賣拂若しくは貸付をなすとき又は生産者から直接にその生産に係る物品の買入をなすとき
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共團體又は起業者に賣拂又は貸付をなすとき
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物をこれに特別の緣故がある者に賣拂又は貸付をなすとき
- 二十三 事業経営上特に必要な物品の買入をなし若しくは製造をなさしめ又は土地建物の借入をなすとき
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販賣を委託するとき又はこれをして販賣をなさしめるとき

○総務局長から部内一般長へ通達

(昭和二十三年十一月二十日) 査第一〇八〇号)

予算決算会計令第九十六條第一項十一号による契約に關しては、同令第七十條により、契約書作製を省略し得ることになつてゐるから了知ありたい。なお、右の場合の取扱は、郵政事業特別会計規程契約第五條を適用するものとする。

第九十七條 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がないときは、随意契約によることができる。但し、保証金及び期限を除く外、最初競争に付するとき定めた價格その他の條件を変更することができない。

大藏大臣は、前項の協議が調つたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第八章 國庫金及び有價証券

第一節 保管金及び有價証券

第九十八條 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。但し、期限を除く外、最初競争に付するとき定めた條件を変更することができない。

第九十三條 各省各廳の長の保管に係る現金は、大藏大臣の定めるところにより、これを大藏省預金部に預け入れなければならない。

第九十九條 前二條の場合においては、予定價格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、当該價格又は金額の制限内で数人に分割して契約をなすことを妨げない。

第九十四條 國の所有に係る有價証券又は各省各廳の長の保管に係る有價証券は、大藏大臣の定めるところにより、日本銀行をしてその取扱をなさしめる。

第一百條 随意契約によらうとするときは、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

第九十五條 各省各廳の長の保管に係る現金若しくは有價証券又は國の所有に係る有價証券の取扱手続に關しては、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、大藏大臣がこれを定める。

第一百一條 各省各廳の長は、一般の競争に付することを不利と認め随意契約によつた場合においては、事由を明らかにし、直ちに、これを会計検査院に通知しなければならない。

第二節 國庫金の出納

第一百二條 各省各廳の長は、指名競争に付し又は随意契約によらうとする場合は、予め、大藏大臣に協議しなければならない。

第九十六條 日本銀行は、この勅令の規定による外、大藏大臣の定めるところにより、國庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

日本銀行で受け入れた國庫金は、國の預金とし、その種別



及び受拂に関する事項は、大蔵大臣がこれを定める。

**第七十七條** 日本銀行は、國の預金については、大蔵大臣の特に定めるもの限り、その定めるところにより相当の利子を附さなければならぬ。

**第三節 日本銀行の計算報告及び出納証明**

**第八十八條** 日本銀行は、大蔵大臣の定めるところにより、國庫金の出納報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

**第八十九條** 日本銀行は、會計検査院の検査を受けるため、國庫金の出納計算書を作製し、証拠書類を添え、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

日本銀行は、大蔵大臣の定めるところにより、國債の発行により収入金、國債元利拂資金及び隔地者拂資金の收支を整理し、これを前項の計算書に掲記しなければならない。

大蔵大臣は、第一項の計算書を調査し、これを會計検査院に送付しなければならない。

**第九十條** 日本銀行は、會計検査院の検査を受けるため、國の所有又は保管に係る有價証券受拂計算書を作製し、証拠書類を添え、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の計算書を調査し、これを會計検査院に送付しなければならない。

**第二節 責任**

**第九十五條** 會計法第四十三條第一項（同法第四十五條において準用する場合を含む。）の場合において、弁償を命ぜられた出納官吏又は出納員は、その責を免がれるべき理由があると信ずるときは、その理由を明らかにする書類及び計算書を作製し、証拠書類を添え、各省各廳の長を経由してこれを會計検査院に送付し、その検定を求めることができる。

各省各廳の長は、前項の場合においても、その命じた弁償を猶予しない。

**第三節 検査及び証明**

**第九十六條** 各省各廳の長は、毎年三月三十一日又は出納官吏の轉免、死亡その他異動があつたときは、検査員を命じて、当該出納官吏の帳簿金庫を検査せしめなければならない。但し、臨時に資金の前渡を受けた官吏の帳簿金庫については、定時の検査を必要としない。

大蔵大臣又は各省各廳の長は、必要があると認めるときは、臨時に検査員を命じて、出納官吏又は出納員の帳簿金庫を検査せしめるものとする。

送付しなければならない。

**第九章 出納官吏**

**第一節 總則**

**第九十一條** 運輸大臣、郵政大臣及び電氣通信大臣は、會計法第四十條第一項の規定により、左に掲げる官署の事務員を出納員となすことができる。（昭和二十四、五年）  
（一七九号改正）

一 鐵道官署

二 郵政官署及び電氣通信官署

前項に規定するものの外、特別の必要がある場合においては、各省各廳の長は、大蔵大臣に協議してその廳の事務員を出納員にすることができる。

**第九十二條** 出納員は、主任出納官吏又は分任出納官吏に所属して出納の事務を取り扱わなければならない。

**第九十三條** 出納員の領收した現金は、これを所屬の出納官吏に拂い込まなければならない。但し、各省各廳の長において、必要があると認めるときは、他の出納官吏又は出納員に交付せしめることができる。

**第九十四條** 出納官吏及び出納員は、この勅令に定めるものの外、大蔵大臣の定めるところにより、現金の出納保管をしな

**第九十七條** 前條の検査を執行するにあつて、当該出納官吏又は出納員が事故に因り自ら検査に立ち会うことができなるときは、その代理者又は特に各省各廳の長の命じた官吏が立会をしなければならない。

**第九十八條** 検査員は、出納官吏又は出納員の帳簿金庫を検査したときは、検査書二通を作製し、一通を当該出納官吏、出納員又は立会人に交付し、他の一通を各省各廳の長に提出しなければならない。

前項の検査書には、検査員及び当該出納官吏、出納員又は立会人がこれに記名して印をおすものとする。

**第九十九條** 出納官吏又は出納員において他の公金の出納を兼掌するときは、検査員は、併せて、他の公金の検査を行わなければならない。

**第一百十條** 租税その他の歳入金の收納を掌る官吏は、會計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、歳入徴收官を経由してこれを會計検査院に提出しなければならない。

**第一百十一條** 資金の前渡を受けた官吏は、會計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、支出



官を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

**第二百二十二條** 歳入歳出外現金の出納を掌る官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、その所属の各省各廳の長又はその指定する官吏を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

**第二百二十三條** 第五十六條の規定により現金の繰替使用をなす官吏は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類を添え、その所属の各省各廳の長又はその指定する官吏を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

**第二百二十四條** 分任出納官吏の出納は、すべて主任出納官吏の計算とし、又、出納員の出納はすべて所属の出納官吏の計算として取り扱い、その出納に関する報告書及び計算書は、各別にこれを提出することを必要としない。但し、その所属の各省各廳の長又は会計検査院において特に必要があると認めるときは、別に分任出納官吏又は出納員をしてその出納の報告書又は計算書を提出せしめることがあるものとする。

**第二百二十五條** 出納官吏の交替があつたときは、前任出納官吏は、その在職期間において執行した出納のうち、まだ第二百二

十條乃至第二百二十三條の手續をしていない分については、当該各條に定める手續をしなければならない。

**第二百二十六條** 出納官吏又は出納員の死亡その他の事故に因りその者が計算書を作製することができないときは、各省各廳の長は、他の官吏に命じて、これを作製せしめなければならない。

出納官吏又は出納員が提出期限内に計算書を提出しないときは、各省各廳の長は、他の官吏に命じて、これを作製せしめなければならない。

前二項の規定により作製した計算書は、これを出納官吏又は出納員が自ら作製したものみなす。

**第二百二十七條** 出納官吏又は出納員の計算書は、提出の後は、これを修正変更することができない。

第十章 帳簿

**第二百二十八條** 大蔵省は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、國庫金の出納を登記しなければならない。

**第二百二十九條** 大蔵省は、歳入歳出の主計簿、小切手等認証総括簿及び支拂計画簿を備え、歳入主計簿には、歳入予算額、徴收決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入

額を登記し、歳出主計簿には、歳出予算額、歳出予算現額、支出負担行爲計画済額、支出負担行爲計画未済額、支出負担行爲済額、支出負担行爲未済額、支出負担行爲済未済額、支出負担行爲未済未済額を登記し、小切手等認証総括簿には、支拂計画額、支拂計画現額、小切手等認証済額及び支拂計画残額を登記し、支拂計画簿には、支拂計画承認番号、歳出予算額、歳出予算現額、支拂計画承認済額、支拂計画承認済累計、歳出予算残額、支出済歳出額、支出未済歳出額及び支拂計画残額を登記しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第二百三十條** 各省各廳は、歳入簿、歳出簿、支出負担行爲認証総括簿及び支拂計画差引簿を備え、歳入簿には、歳入予算額、徴收決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記し、歳出簿には、歳出予算額、歳出予算現額、支出負担行爲計画済額、支出負担行爲計画未済額、支出負担行爲済額、支出負担行爲未済額、支出負担行爲済未済額、支出未済歳出額及び支出負担行爲済未済額を登記し、支出負担行爲認証総括簿には、支出負担行爲計画示達額、支出負担行爲認証済額、支出負担行爲認証済累計、支

額、支出負担行爲計画示達残額、支出済額及び支出負担行爲済未済額を登記し、支拂計画差引簿には、支拂計画示達番号、歳出予算額、歳出予算現額、支拂計画示達済額、支拂計画示達済累計、歳出予算残額、支出済歳出額、支出未済歳出額及び支拂計画示達残額を登記しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第二百三十一條** 歳入徴收官は、徴收簿を備え、徴收決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第二百三十二條** 支出負担行爲担当官は、支出負担行爲簿を備え、支出負担行爲計画示達額、支出負担行爲計画示達現額、支出負担行爲済額及び支出負担行爲計画示達残額を登記しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第二百三十三條** 支出官は、支出簿を備え、支拂計画示達額、支拂計画示達現額、支出済額及び支拂計画示達残額を登記しなければならない。(昭和二十四、四) (第六九号改正)

**第二百三十四條** 支出負担行爲認証官は、支出負担行爲認証簿を備え、支出負担行爲計画示達額、支出負担行爲計画示達現額、支出負担行爲認証済額、支出負担行爲認証済累計、支



出負担行為計画示達額残額、支出済額、支出済額累計及び支出負担行為済支出未済額を登記しなければならない。(昭和四  
第六九)  
号改正)

第三百三十五條 出納官吏及び出納員は、現金出納簿を備え、現金の出納を登記しなければならない。

第三百三十六條 小切手等認証官は、小切手等認証簿を備え、支拂計画示達額、支拂計画示達額現額、小切手等認証済額及び支拂計画示達額残額を登記しなければならない。(昭和四、四  
第六九号  
改正)

第三百三十七條 前九條に規定する帳簿の様式及び記入の方法は大蔵大臣がこれを定める。(昭和四、四  
第六九号改正)

第三百三十七條之二 帳簿の登記はその登記原因の発生の都度、直ちにこれをしなければならない。(昭和四、四  
第六九号改正)

第三百三十八條 日本銀行は、左に掲げる帳簿を備え、國のために取り扱う現金の出納又は有價証券の受拂を登記しなければならない。

- 一 國庫金の出納を登記すべき帳簿
- 二 支拂計画額及び支拂済額を登記すべき帳簿
- 三 國債の発行及び償還に関する出納を登記すべき帳簿

する事務を取り扱わしめる場合には、あらかじめその所属の長の同意を経なければならない。

大蔵大臣は、第一項の協議が調つたとき及び会計法第四十八條第一項の規定により同法第二十五條の規定による認証の事務を取り扱わしめたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第四百一十一條 この勅令により会計検査院に提出する計算証明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによらなければならない。

第四百一十二條 前條の計算証明書類を除く外、この勅令に規定する書類の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

第四百一十三條 この勅令により記名して印をおす必要がある場合においては、外國にあつては、署名を以てこれに代えることができる。

第四百一十四條 この勅令に定めるものの外、収入、支出その他國の会計経理に関し必要な規定は、大蔵大臣がこれを定める。

附則

第一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、

一編一類 予算決算及び会計令 附則

- 四 國債利拂資金の出納を登記すべき帳簿
- 五 隔地者拂資金の收支を登記すべき帳簿
- 六 有價証券の受拂を登記すべき帳簿

前項の帳簿の様式及び記入の方法は、大蔵大臣の認可を経て、日本銀行がこれを定める。

第三百三十九條 大蔵大臣は、会計検査院の長の指定する会計検査官その他の官吏の立会の上、毎年七月三十一日において、前年度の歳入歳出の主計簿を締め切らなければならない。

第十一章 雜則

第四百十條 各省各廳の長は、会計法第四百十八條第一項の規定により、都道府縣又は特別市の吏員をして國の歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、同法第十三條の二の規定による認証及び物品に関する事務を取り扱わしめる場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。(昭和四  
第六九号、四、五  
第一二七号改正)

会計法第四十八條第一項の規定により、各省各廳の長が前項の事務を特別調達廳の役員又は都道府縣若しくは特別市の吏員をして取り扱わしめる場合及び大蔵大臣が都道府縣又は特別市の吏員をして同法第二十五條の規定による認証に関

第八條第一項、第二項及び第十六條の改正規定、第二十六條の改正規定中衆議院、參議院、最高裁判所及び会計検査院に関する部分、第一百一十一條乃至第一百五條及び第四百十條の改正規定並びに附則第五條の会計規則臨時特例の一部を改正する規定中各省大臣又は所管大臣を各省各廳の長に改める部分、日本國憲法施行の日(昭和二十二年五月三日)から、第二條第六号及び第四條の改正規定中國庫金振替書に関する部分、第三十二條第二項及び第四十七條の改正規定並びに第六十一條第二項の改正規定は、会計法中國庫金振替書に関する規定施行の日(昭和二十二年十一月一日)から、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第六十四條及び第六十五條の改正規定、第二百二十九條の改正規定中契約等総括簿に関する部分並びに第三百三十二條及び第三百三十三條の改正規定は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第八條第三項、第九條乃至第十五條、第十七條、第十八條及び第二十條乃至第二十三條の改正規定は、昭和二十二年以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。

第二百二十九條の改正規定中歳入歳出の主計簿に関する部分、第三百十條、第三百三十一條、第三百三十四條及び第三百三十



五條の改正規定並びに第三百三十八條第一項第三号及び第四号の改正規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の帳簿について、これを適用する。

第一項但書及び第二項に掲げる規定以外の規定は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

**第二條** この勅令中「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これを「勅令」と読み替えるものとする。

第二十四條第二項中「財政法第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これを「歳出予算」と読み替えるものとする。

第三十五條、第四十四條、第六十一條第一項、第三百三十四條及び第三百三十八條第一項第二号中「支拂計画」とあるのは、昭和二十二年十月三十一日までは、これを「支拂予算」と読み替えるものとする。

**第三條** 従前の会計規則第十七條、第二十一條乃至第二十三條、第二十六條、第二十七條、第二百二十四條乃至第三百三十五條の規定は、日本國憲法施行の日まで、従前の会計規則第十四條、第十六條及び第四十一條の規定は、昭和二十二年十月三十一日まで、なお、その効力を有する。但し、第二十一條及び第

の総表については、第十八條の二、第十八條の三、第十八條の九及び第十八條の十の改正規定にかかわらず、部局等の組織の別を省略することができる。

**第八條 削除** (昭和二十四年四月二十九日)

**第九條** 昭和二十二年十月三十一日以前に従前の会計規則第十四條の規定により大藏大臣の承認を経た支拂予算のうちで支出とならなかつた部分は、同年十一月一日において財政法第三十四條の規定施行後最初の支拂計画期間について同條第一項の規定により大藏大臣の承認を経た支拂計画の一部となつたものとみなす。

**附 則** (昭和二十二年十月二十日) (政令第二百二十号)

この政令は、昭和二十二年十月二十一日から、これを施行する。但し、第六十條の二乃至第六十條の七、第六十七條の二及び第三百三十六條の二の改正規定は、同年十一月一日から、これを施行する。

**附 則** (昭和二十四年四月十八日) (政令第六十九号)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。但し、第十一條第一項及び第十二條から第十

一編一類 予算決算及び会計令 附則

二十三條中「第二予備金」とあるのは、これを「予備費」と読み替え、第二十六條中「会計法第十一條第一項」とあるのは、これを「財政法第十五條第二項」と読み替えるものとする。

従前の会計規則第六十八條乃至第七十七條の規定は、昭和二十年度及び同二十一年度の決算については、なお、その効力を有する。

従前の会計規則第七十八條乃至第八十條の規定は、昭和二十一年度の予算中、翌年度に繰り越して使用することについて特に明許されたものの定額の繰越に関しては、なお、その効力を有する。

従前の会計規則第五百三十三條乃至第五百五十七條の規定並びに第六十條第一項第三号及び第四号の規定は、昭和二十一年度分の帳簿については、なお、その効力を有する。

**第四條** 昭和二十一年度所屬の歳入歳出に関する出納整理の期限は、第三條乃至第七條の規定にかかわらず、大藏大臣の定めるところにより、これを延長することができる。

第五條及び第六條 省略

**第七條** 昭和二十二年度の支拂計画、契約等の計画及びこれら

四條までの改正規定は、昭和二十四年度分の予算から適用する。

2 昭和二十三年度分の歳出予算に関する流用、契約等の計画、支拂計画、債務の負担、支出、小切手等の認証、報告及び帳簿に関しては、なお、従前の例による。

3 財政法、第三十七條第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書の大藏大臣への送付の期限は、第二十條の規定にかかわらず、当分の間、翌年度の八月三十一日まで、繰り延べることができる。

4 予算決算及び会計令第三百二十九條に規定する主計簿の締切期日は、当分の間、八月三十一日とすることができる。

**附 則** (昭和二十四年五月三十一日) (政令第二百二十七号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和二十四年五月三十一日) (政令第四百四十九号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和二十四年五月三十一日) (政令第四百七十九号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和二十四年十月二十八日) (政令第三百五十六号)



この政令は、公布の日から施行する。

### ●支出負担行爲計画認証等取扱規則

#### 規則

昭和二十四年六月二日  
大蔵省令第五十一号

#### 支出負担行爲計画認証等取扱規則

**第一條** 各省各廳の長は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による歳入歳出予算及び國庫債務負担行爲の配賦を受けたときは、支出負担行爲計画及び支拂計画の審査の資料として、直ちに当該年度における別紙第一号書式の一、第一号書式の二及び第一号書式の三による收入、支出負担行爲及び支拂の予定総表を作製して、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 各省各廳の長は、前項の規定により予定総表を提出した後、これに重要な変更を加える必要があるときは、その都度当該予定総表を修正して、あらたに作製した予定総表を大蔵大臣に送付しなければならない。

**第二條** 各省各廳の長は、予算決算及び会計令（以下「令」という。）第十八條の二の規定による歳出予算に基く支出負担行爲計画表と國庫債務負担行爲に基く支出負担行爲計画表と

は、各別に作製しなければならない。

**第三條** 財政法第三十三條第二項及び令第十八條の二第二項の規定により、大蔵大臣の指定する節は、左の各号とする。

- 一 超過勤務手当
- 二 特殊勤務手当
- 三 謝金及び賞與金
- 四 退官退職手当
- 五 食糧費
- 六 渡切費
- 七 委託費の目の各節
- 八 補助負担金及交付金の目の各節
- 九 特別会計及び終戦処理費で、その科目が一般会計（終戦処理費を除く。）の目又は前各号に掲げる節の経費を含む節

**第四條** 各省各廳の長は、令第十八條の三の規定により支出負担行爲計画表を作製するときは、あらかじめ各支出負担行爲担当官から別紙第二号書式の一による支出負担行爲の見込表を提出させ、その内容が令第十八條の四に規定した事項に従つているかどうか等見込の適否につき審査し、これに基いて支出負担行爲計画表を作製しなければならない。

2 前項の規定は、令第十八條の十の規定により支拂計画表を作製する場合に、準用する。この場合において、「第二号書式の一」とあるのは、「第二号書式の二」と読み替えるものとする。

**第五條** 令第十八條の三第一項の規定による支出負担行爲計画表、令第十八條の十の規定による支拂計画表の大蔵大臣への送付の期限は、別に定める場合の外、当該支出負担行爲計画期間及び支拂計画期間の開始前二十日までとする。

**第六條** 各省各廳の長は、令第十七條の規定により、歳出予算の移用又は流用の承認を経ようとするときは、支出負担行爲計画表に移用又は流用の必要なる理由及び金額を明らかにしなければならぬ。

**第七條** 各省各廳の長は、令第十八條の五第一項の規定により、支出負担行爲の計画の変更につき大蔵大臣の承認を求めようとするときは、別紙第三号書式による支出負担行爲計画変更承認要求書にあらたに作製した支出負担行爲計画表を添え、大蔵大臣に送付して行わなければならない。

2 前項の支出負担行爲計画変更承認要求書には、既に承認済となつた計画表の番号及び承認番号、既に承認済の計画とあ

らたに作製した計画との比較増減及び増減計算の基礎及び変更を要する事由並びに計画の変更の適否を審査するに必要な事項を記載するものとし、且つ、あらたに作製した支出負担行爲計画表には、「変更の分」である旨の表示を朱書するものとする。

3 前二項の規定は、令第十八條の十二第一項の規定による支拂計画の変更について、準用する。

**第八條** 大蔵大臣は、令第十八條の四の規定に基く支出負担行爲の計画の承認又は令第十八條の七の規定による計画の変更の承認の通知は、各省各廳の長から送付を受けた支出負担行爲計画表の写に、所要の補正又は所要の事項を記入して、記名し印をおして行うものとする。

2 前項の規定は、令第十八條の十一の規定に基く支拂計画の承認又は令第十八條の十四の規定による計画の変更の承認の通知について、準用する。

**第九條** 大蔵大臣は、令第十八條の七の規定による支出負担行爲の計画の取消又は計画の変更の取消の通知は、承認した計画又は承認した計画の変更の承認月日、承認番号、当該支出負担行爲担当官名及び取消の事由を明らかにして行うものと



する。

2 前項の規定は、令第十八條の十四の規定による支拂計画の取消又は計画の変更の取消の通知について、準用する。

**第十條** 令第十八條の七第二項の規定による支出負担行為の計画の承認、変更の承認及び承認の取消に関する大蔵大臣の当該支出負担行為認証官への通知は、各省各廳の長を経由して行うものとする。

2 前項の規定は、令第十八條の十四第二項の規定による支拂計画（当該計画令第六十條の四各号に掲げる経費を除く。）の承認、変更の承認及び承認の取消の通知について、準用する。

**第十一條** 各省各廳の長は、令第十八條の七第一項の規定による支出負担行為の計画の承認の取消又は変更の承認の取消の通知を受けたときにおいて、当該計画が既に支出負担行為担当官に示達済であるときは、直ちに取消す旨の示達をしなければならない。

2 前項の規定は、令第十八條の十四第一項の規定による支拂計画の承認の取消又は変更の承認の取消の通知を受けたときにおいて、当該計画が既に支出官に示達済であるときに、準

の承認を経た支出負担行為の計画の当該支出負担行為担当官への示達の期限は、当該計画の承認の通知を受けた日から、三日以内とする。

2 前項の規定は、令第四十一條の規定による支拂計画の示達の期限について、準用する。

**第十五條** 各省各廳の長は、令第三十九條の規定による大蔵大臣の承認を経た支出負担行為の計画又は計画の変更の当該支出負担行為担当官への示達は、あらかじめ作製した支出負担行為計画表の写に大蔵大臣の承認を経たものと同一内容の補正を行い、所要の事項を記入して、記名し印をおして行うものとする。

2 前項の規定は、令第四十一條の規定による支拂計画の示達について、準用する。

**第十六條** 支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、各省各廳の長から示達された支出負担行為計画表の科目（第三條第九号に掲げる節を含む。）別の経費の金額をこえてはならない。

2 前項の規定は、支出官の支出について、準用する。

**第十七條** 支出負担行為認証官が令第三十九條の四の規定によ

一編一類 支出負担行為計画認証等取扱規則

用する。

**第十二條** 支出負担行為担当官がその支出負担行為について支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の認証を受ける時期、支出負担の行為の範囲、支出負担行為の認証を受けるため送付する主な書類及び別紙第七号書式による支出負担行為書に添付すべき主な書類の区分は、別表甲号に定める区分によるものとする。

2 前項の規定による別表甲号に定める経費であつても、別表乙号に掲げる支出をなす場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別表乙号に定める区分によるものとする。

**第十三條** 國庫債務負担行為に基く支出負担行為で既に認証を経たものについて、歳出予算に基く支出負担行為として整理する時期は、当該歳出予算の配賦のあつた当初の支出負担行為計画期間とする。

2 前項の支出負担行為について支出負担行為認証官の認証を受けようとするときは、当該支出負担行為書案に、國庫債務負担行為に基く支出負担行為として認証済である旨の所要の表示をしなければならぬ。

**第十四條** 令第三十九條の規定による各省各廳の長の大蔵大臣

の認証をするときは、支出負担行為書案の左上方に別紙様式第一号による認証済主印及び官印を、その他の書類の重要な箇所には様式第二号による認証済副印をおさなければならない。

**第十八條** 支出負担行為認証官は、各省各廳の長が別に指定した場合を除き、支出負担行為担当官の支出負担行為について支出する支出官の職にある者をもつて、これに充てるものとする。

**第十九條** 各省各廳の長は、令第三十九條の八第二項の規定による支出負担行為の認証の職務と支出負担行為の職務とを兼ねしめるための大蔵大臣への協議の書類には、当該廳における会計職員数及び一定期間における支出負担行為の件数、金額その他の参考事項を記載した書類を添附するものとする。

**第二十條** 各廳の長又は都局長を支出負担行為担当官又は支出負担行為認証官とする場合に、その任免を官報に掲載したときは、令第三十八條及び第三十九條の五の規定による通知があつたものとする。

2 前項の規定は、令第三十八條及び第三十九條の七の規定に



よる支出負担行爲担当官又は支出負担行爲認証官の代理官を設けたときの通知に、準用する。

**第二十一條** 支出負担行爲担当官は、支出負担行爲認証官の認証を受けて支出負担行爲をした後、当該支出負担行爲を取り消したとき又は認証を受けた範囲内において支出負担行爲を変更したときは、直ちにその旨を支出負担行爲認証官及び支出官に通知しなければならない。

**第二十二條** 支出負担行爲担当官は、支出負担行爲をしたとき又はその変更、取消があつたとき、支出負担行爲の相手方の反対給付があつたとき等支出に関係のある事実が発生したときは、その都度証拠書類及び関係書類の写を作製して、遅滞なく支出官に送付しなければならない。

2 支出負担行爲担当官は、前項に掲げるものの外、支出官の支出見込の参考となる事項については、速かに支出官に通知しなければならない。

3 支出負担行爲担当官は、第一項の規定による書類の写には、原本と相違がない旨の証明を奥書して、記名し印をおさなければならない。

**第二十三條** 支出官は、小切手等につき小切手等認証官の認証

を受けた後、当該支出に誤があることを発見した場合等その支出が適正でないことが明らかになつたときは、その事由を具して、改めて当該小切手等認証官の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、支出官は、誤のあつた支出について支出負担行爲認証官に通知済であるときは、改めて承認を受けてした変更につき、支出負担行爲認証官に通知しなければならない。

**第二十四條** 支出負担行爲認証官又は小切手等認証官は、照合のためその印鑑（支出負担行爲認証官にあつては、認証済主印及び副印を含む。）を、支出負担行爲認証官にあつては、当該支出負担行爲認証官の認証を受ける支出負担行爲担当官及び支出官並びに小切手等認証官に、小切手等認証官にあつては、当該小切手等認証官の認証を受ける支出官及び支出官の取引店たる日本銀行に通知しなければならない。

**第二十五條** 支出負担行爲認証官及び小切手等認証官は、補助簿として別紙第四号書式による認証拒否簿を備え、認証を拒否したものの件名、金額及び拒否の事由等必要な事項を登記し、支出官は、別紙第五号書式による支出補助簿を備え、項

以下の支出の状況を登記するものとする。

**第二十六條** 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十六條の規定に基く大蔵大臣又は大蔵大臣の委任を受けた各省各廳の長の長の実地監査は、別に定める監査要領に従つて行わなければならない。

2 前項の規定に基き大蔵大臣又は大蔵大臣の委任を受けた各省各廳の長が、実地監査をする場合には、別紙第六号書式による監査証票を携帯し、且つ、関係者の要求があるときは、提示しなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年度から適用する。

2 支拂計画、契約等の計画及び小切手等の認証の取扱規則（昭和二十二年大蔵省令第百二号）は、廃止する。











一編一類 支出負担行為計画証等取扱規則

58	57	56	55	54	53	52	51	50
施設費	商品費	原材料費	備品費	委託費	渡切費	紙料	筆料	借料及び損料
契約を締結するとき	契約を締結（供出を指令）するとき	同右	同右	契約を締結するとき	交付決定のとき	同右	契約を締結するとき又は個々の依頼のとき	契約を締結するとき、支拂額として料金を支拂う要ある期間の開始日
契約を締結しようとするとき	契約を締結（供出を指令）しようとするとき	同右	契約を締結しようとするとき	委託契約をしようとするとき	交付決定をしようとする都度	同右	契約を締結しようとするとき又は依頼の都度	契約を締結しようとするとき、支拂額として料金を支拂う要ある期間の開始日
契約金額	契約金額（供出対償）	同右	同右	契約金額	交付を要する額	同右	契約金額、依頼した量に相当する金額	契約金額、支拂期間分として適正な額
支出負担行為書案、請求書、仕様書	支出負担行為書案、指令書、書案	同右	支出負担行為書案、見積書	支出負担行為書案、見積書	支出負担行為書案、指令書	同右	支出負担行為書案、請求書、（見積書、請書案）	支出負担行為書案、（見積書、請書案）
見積書、仕様書	契約書、書案	同右	見積書	見積書	指令書	同右	見積書	見積書

一編一類 支出負担行為計画証等取扱規則

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
出資金	貸付金	繰入金	保険金	恩給	保証金	補償金及び補填金	賠償及び償還金	報償金	交際費	補助金、負担金及び交付金
出資決定のとき	貸付決定のとき	繰入決定のとき	同右	支拂決定のとき	納付決定のとき	交付決定のとき	交付決定をしようとする都度及び裁判所の判決を受けた日	同右	交付決定のとき	指令をするとき、指令を要しないも、請求のあつたとき
出資を要する都度	貸付を要する都度	繰入を要する都度	同右	支拂決定をしようとする都度	納付の要ある都度	同右	交付決定をしようとする都度及び裁判所の判決を受けた日	同右	請求のあつた都度	指令をしようとするとき、指令を要しないも、請求のあつた都度
出資を要する額	貸付を要する額	繰入を要する額	規定の額	支拂期日に支拂うべき期間分	納付を要する額	交付を要する額	交付を要する額及び判決した金額	同右	交付を要する額	指令金額又は請求金額
支出負担行為書案	支出負担行為書案、契約書、申請書	支出負担行為書案、繰入要求書	支出負担行為書案、医師の証明書、現狀確認書、請求書	支出負担行為書案	支出負担行為書案	支出負担行為書案、請求書	支出負担行為書案、判決書、請求書	支出負担行為書案	支出負担行為書案、請求書	支出負担行為書案、指令書、書案、請求書、内訳書
	契約書案、申請書	繰入要求書	医師の証明書、現狀確認書			請求書	判決書、請求書		請求書	指令書、請求書、内訳書







収入予定総表  
某年度一般会計(何特別会計)

何主審

部局等	科目	歳入予算額	収入(見込)期別内訳				出納整理期	合計	摘要
			第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期			
	(部)		円	円	円	円	円		
	(款)								
	(項)								
	(目)								
			昭和 年 月 日 調 製						
			大 蔵 大 臣 あ て						
			各 省 各 廳 の 長 国						

備考 (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列4とし、左方8.8cmの繰代を設け、二葉以上に直るときは、右上に頁数を附すること。  
(2) 最終の頁に主審合計を附し、特別会計にあつては、歳入歳出外現金の収入予算額をそれぞれ該当欄に記載すること。

支出負担行為予定総表  
某年度一般会計(何特別会計)

何所審

部局等	科目	予算現額	支出負担行為(見込)期別内訳				合計	摘要
			第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期		
	(部)	円	円	円	円	円		
	(款)							
	(項)							
	(目)							
	(節)							
			昭和 年 月 日 調 製					
			大 蔵 大 臣 あ て					
			各 省 各 廳 の 長 国					

備考 (1) 用紙寸法は、日本標準規格B列4とし、左方8.8cmの繰代を設け、二葉以上に直るときは、右上に頁数を附すること。  
(2) 部局等別に計を附し、最終の頁に所管合計を附すること。  
(3) 科目区分中「節」の記載は、第三條各号に掲げる節以外の節は、省略することができる。  
(4) 国庫債務負担行為に基く本表は、科目欄に事項を記載すること。











第四号書式

支出負担行為認証拒否簿  
(小切手等認証拒否簿)

年月日	部局等及び科目	件名	金額		拒否の事由
			円	円	

備考 (1) 用紙寸法は、適宜とし、所管及び支出負担行為担当官ごとに別紙(支出官)とする。

第五号書式

支出補助簿

年月日	摘要	(項) (目) (節) (細節)		
		支出済額	支出済額日計 (3の累計)	支出済額累計 (4の累計)
1	2	3	4	5
年月日	摘要	円	円	円

備考 (1) 用紙寸法は、日法標準規格B列5とする。

第六号書式

表面

事号	官職氏名
會計法(昭和二十二年法律第三十五号) 第四十六條の規定に基づく監査証票	大藏大臣印

備考 (1) 用紙は厚質白紙とし、標準規格はB列7判半截型とする。

裏面

會計法(昭和二十二年法律第三十五号)

第四十六條 大藏大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各廳に対して收支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について、実地監査を行い、又は必要に應じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

大藏大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各廳の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者(補助金の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

支出負担行為計画認証等取扱規則(昭和二十四年大藏省令第五十一号)第二十六條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十六條の規定に基づく大藏大臣又は大藏大臣の委任を受けた各省各廳の長の実地監査は、別に定める監査要領に従って行わなければならない。

2 前項の規定に基づき大藏大臣又は大藏大臣の委任を受けた各省各廳の長が、実地監査をする場合には、別紙第六号書式による監査証票を携帯し、且つ、関係者の要求があるときは、提示しなければならない。







●豫定経費算出概則

明治二十二年六月十日  
閣令第十九號

各省

豫定経費算出概則

- 第一條 経費ヲ算出スルニハ其必要ヲ生スル法律命令契約其他  
経費ヲ請求スル確實ノ理由ヲ示スヘシ
- 第二條 経費中其給與ニ屬スルモノハ一人當リノ給額ヨリ積算  
シ又其物件ニ屬スルモノハ一箇當リノ費用ヨリ積算スヘシ
- 第三條 一人當リノ給額ヲ算出スルニハ規定ノ給額アルモノハ  
其規定ノ額ヲ基トシ又規定ノ給額ナキモノハ各々其據ル所ヲ  
示スヘシ
- 第四條 一箇當リノ費用ヲ算出スルニハ規定ノ價格アルモノハ  
其價格ヲ基トシ又規定ノ價格ナキモノハ其時々ノ相場ニ據リ  
據ル所ヲ示スヘシ
- 第五條 給與ニ屬スル経費ヲ積算スルニハ定員アルモノハ定員  
ヲ限度トシ定員ナキモノハ前年度四月一日ノ現員ヲ標準トス  
ヘシ但事務ノ繁閑ニ隨ヒ臨時傭入及解傭ヲナス人員ハ前々年  
度以前三箇年度ノ人員ノ平均ヲ標準トスヘシ

●予算決算及び会計令臨時特例

昭和二十一年十一月二十二日  
勅令第五百五十八號

予算決算及び会計令臨時特例

- 第一條 各省各廳の長は、当分の間、會計法第十七條の規定に  
より、左に掲げる経費について、主任の官吏に現金支拂をさ  
せるため、その資金を当該官吏に前渡すことができる。(昭和  
八第二六一号同、一一第三三四号二四、  
八第二九八号二四、一〇第三四五号改正)

- 一 連合國軍の用務に使用される者に支拂うべき給料その他  
の給與
- 二 連合國軍の用に供するため必要な物品の代價及び連合國  
軍に對するその他の給付の代價
- 三 賠償に充てられる予定の施設の管理及び撤去に要する経  
費
- 四 連合國軍に使用される勞務者の募集に要する経費
- 五 復員又は引揚に關する経費
- 六 掃海及び元海軍艦船の保管に要する経費
- 七 取引高税法(昭和二十三年法律第百八号)第三十七條に  
規定する交付金
- 八 競馬開催のため競馬場の用務に臨時に使用される者に支  
拂う賃金及び競馬に關する賞金
- 九 行政機關職員定員法施行に伴い退職する職員に對して支  
給される退職手当に關する政令(昭和二十四年政令第二百  
六十三号)及び昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う  
退職手当の臨時措置に關する政令(昭和二十四年政令第二  
百六十四号)の規定による退職手当

大藏大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、予

一編一類 予算決算及び会計令臨時特例

- 算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下  
「令」という。)第五十一條第四号但書及び第七号但書の規  
定に對して特例を設けることができる。  
令第五十二條の規定は、第一項の規定により資金を前渡  
する場合に、これを準用する。
- 第一條の二 各省各廳の長は、前條第一項第九号に掲げる退職  
手当の支拂をなさしめるため、出納官吏をしてその保管に係  
る前渡の資金を繰り替え使用せしめることができる。(昭和二  
第二九八号追加)
- 前項の規定による前渡の資金の繰替使用に關する手續は、  
各省各廳の長が、大藏大臣に協議してこれを定める。
- 第二條 各省各廳の長は、当分の間、會計法第二十二條の規定  
により、左に掲げる経費について前金拂をなすことができ  
る。
- 一 連合國軍の用に供するため必要な物品の代價及び連合國  
軍に對するその他の給付の代價並びに連合國最高司令官  
(その代理者を含む。以下同じ。)の指示に基く土木建築そ  
他の工事及びその材料及び原料の代價
- 二 賠償に充てられる予定の施設の管理及び撤去に要する経



費

- 三 災害を復旧するために必要な物品及び土木建築その他の工事並びにその材料の代價
- 四 重要資源開発のために必要な物品及び土木建築その他の工事並びにその材料の代價
- 五 備船料

**第三條** 各省各廳の長は、当分の間、会計法第二十二條の規定により、左に掲げる経費について、概算拂をなすことができる。

- 一 前條各号に掲げるもの
- 二 運賃

**第四條** 第二條第三号及び第四号に掲げる経費について同條の規定により前金拂をなすことができる範囲又は前條の規定により概算拂をなすことができる範囲並びに前二條の規定により前金拂又は概算拂をなす場合における当該前金拂又は概算拂の金額の当該経費の額に対する割合については、各省各廳の長は、予め大藏大臣に協議しなければならない。

前項の協議を遂げたときは、大藏大臣はこれを会計検査院に通知しなければならない。

は、その者の落札していた数量の範囲内で、まず同條第二項に規定する落札者について同項の規定により落札がなかつたものとされた数量の落札があつたものとし、次に第四條の八の規定により落札者とならなかつた者についてその者の入札数量の落札があつたものとする。前項の場合において、第四條の八の規定により落札者とならなかつた者が二人以上あるときは、同條の規定を準用してその順位を決定し、又、最後の順位に当る者の入札数量について前條第二項に規定する場合に準すべき場合があるときは、同項の規定を準用するものとする。

**第四條の五** 第四條の三第一項の規定による競争に付する場合の公告又は入札者に対する通知には、令第八十五條各号に掲げる事項の外、第四條の三第一項の規定による競争入札であることを明らかにし、且つ、同條第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとする旨及び第四條の十第一項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨の記載をしなければならない。

**第四條の六** 第四條の三第一項の規定による競争に付する事項の予定価格は、令第八十六條の二の規定にかかわらず、当該

**第四條の二** 各省各廳の長は、当分の間、連合國軍の用に供するため必要な物品の製造をなさしめ又は買入をする場合で特にやむを得ない事由があるときは、令第七十五條第一項及び第三項の規定にかかわらず、同條第一項に規定する調書の作製を省略し、大藏大臣の指定する書類に基いて支拂をなすことができる。

**第四條の三** 各省各廳の長は、当分の間、連合國軍の用に供するため必要な物品で大藏大臣の指定するものの製造をなさしめ又は買入をする場合に限り、当該製造又は買入について行ふ一般の競争又は指名競争（以下「競争」と略称する。）は、その需要数量の範囲内で供給者の供給を希望する数量及びその単價を入札せしめ、予定価格をこえない單價の入札者のうち、低價の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもつて落札者とする方法によることができる。

前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量をこえるときは、そのこえる数量については、落札がなかつたものとする。

**第四條の四** 前條第一項の規定による競争により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるとき

競争入札に付する物品の種類ごとの総價額を当該物品の種類ごとの需要数量で除した金額をもつて定めなければならない。

**第四條の七** 第四條の三第一項の規定による競争が二種以上の物品について行われるものである場合には、その入札は、物品の種類異なるごとにその單價及び数量について行わなければならない。

**第四條の八** 第四條の三第一項の規定による競争により落札者を定める場合において同價の入札をした者が二人以上あるときは、入札数量の多い者を先順位の落札者とし、入札数量が同一であるときは、令第八十九條の規定に準じてくじで落札者を定めるものとする。

**第四條の九** 第四條の三第一項の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札單價の制限内で、令第九十八條及び令第九十九條の規定に準じて随意契約によることができる。

**第四條の十** 第四條の三第一項の規定による競争に付する場合において、その競争に加わつた者が五人に満たないときは、



当該競争入札を取り消すことができる。

前項の規定により競争入札を取り消したときは、入札書は、封書のままこれを入札者に還付しなければならない。

第一項の規定により競争入札を取り消した場合には、令第九十七條の規定は、これを適用しない。

第五條 各省各廳の長は、当分の間会計法第二十九條但書の規定により、他の法令に定めるものの外、左に掲げる場合において、随意契約によることができる。

(昭和二三、一一) (第三三四号改正)

- 一 土木建築その他の工事を請け負わしめるとき
- 二 法令により配給の統制をしている物品の買入又は賣拂をなすとき

- 三 法令による價格の額の指定のある場合における当該物品の買入若しくは賣拂、法令による貸貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸付若しくは借入又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当該物品の加工について契約をなすとき

- 四 罹災者若しくは引揚者又はこれらの者の救護を行う者に対し救助に必要な物件の賣拂又は貸付をなすとき
- 五 戦後復興の事業の用に供するため必要な財産を直接に公

共團體又は起業者に賣り拂い又は貸し付けるとき

- 六 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により普通財産となつた不動産及びその附属設備であつて、予定貸貸料の年額又は総額が十万円を超えないものの貸付をなすとき
- 七 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により普通財産となつたもの並びに財産税法及び戦時補償特別措置法により收納した不動産であつて、予定價格が五十万円を超えないものの賣拂をなすとき
- 八 前各号に掲げる場合を除く外、連合國最高司令官の指示に基いて契約をなすとき

前項の場合においては、各省各廳の長は、予め大藏大臣に協議しなければならない。

前項の協議を遂げたときは、大藏大臣は、これを会計検査院に通知しなければならない。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

各省各廳の長は、昭和二十三年度に限り、会計法第二十二條の規定により、主要官署を急速に開設する等特別の事由により

著しく短縮された期間内に完成する必要がある土木建築その他の工事及びその材料の代價並びに当該工事に関連して必要な設備に要する物品及びその材料の代價について、前金拂又は概算拂をなすことができる。

(昭和二三、一一) (第三三四号追加)

第四條の規定は、前項の規定により同項の経費について前金拂又は概算拂をなすことのできる範囲及び同項の規定により前金拂又は概算拂をなす場合における当該前金拂又は概算拂の金額の当該経費の額に対する割合について、これを準用する。

(同前項)

附則 (昭和二十四年十月一日) (政令第三百四十五号)

この政令は、公布の日から施行する。

●会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

大正十一年三月二十九日 大藏省令第二十号

- 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依リ調製スルコトヲ要スル帳簿ノ様式及記入ノ方法並書類ノ様式左ノ通之ヲ定ム
- 一 支出負担行爲計画表 別表第一号書式ニ依ル
- 一 支拂計画表 別表第二号書式ニ依ル

一編一類 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

- 一 一年度開始前支出計算書 別表第三号書式ニ依ル
- 一 徴收報告書 別表第四号書式ニ依ル
- 一 徴收総報告書 別表第五号書式ニ依ル
- 一 支出負担行爲総報告書 別表第五号ノ二書式ニ依ル
- 一 支出負担行爲認証済額報告書 別表第五号ノ三書式ニ依ル
- 一 小切手等認証済額報告書 別表第五号ノ四書式ニ依ル
- 一 徴收簿 別表第六号書式ニ依ル
- 一 歳入簿 別表第七号書式ニ依ル
- 一 支出済額報告書 別表第八号書式ニ依ル
- 一 支出総報告書 別表第九号書式ニ依ル
- 一 繰越計算書 別表第十号書式ニ依ル
- 一 支出簿 別表第十一号書式ニ依ル
- 一 歳出簿 別表第十二号書式ニ依ル
- 一 現金領收証書 別表第十三号書式ニ依ル
- 一 現金出納簿 別表第十四号書式ニ依ル
- 一 國庫日記簿 別表第十五号書式ニ依ル
- 一 國庫原簿 別表第十六号書式ニ依ル
- 一 歳入主計簿 別表第十七号書式ニ依ル



一編一類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

九二

- 一歳出主計簿
  - 別表第十八号書式ニ依ル
- 一支出負担行爲簿
  - 別表第十八号ノ二書式ニ依ル
- 一支出負担行爲認証簿
  - 別表第十八号ノ三書式ニ依ル
- 一支出負担行爲認証總括簿
  - 別表第十八号ノ四書式ニ依ル
- 一支拂計画差引簿
  - 別表第十八号ノ五書式ニ依ル
- 一支拂計画簿
  - 別表第十八号ノ六書式ニ依ル
- 一小切手等認証簿
  - 別表第十八号ノ七書式ニ依ル
- 一小切手等認証總括簿
  - 別表第十八号ノ八書式ニ依ル
- 一作業會計、陸軍航空工廠
  - 資金會計、海軍工廠資金會計、朝鮮鐵道用品資金會計及台灣官設鐵道用品資金會計日記簿
    - 別表第十九号書式ニ依ル(略)
  - 造幣局會計日記簿
    - 別表第二十号書式ニ依ル(略)
  - 帝國鐵道會計日記簿
    - 別表第二十一号書式ニ依ル(略)
  - 健康保險會計日記簿
    - 別表第二十二号ノ二書式ニ依ル(略)
  - 職員健康保險會計日記簿
    - 別表第二十二号ノ三書式ニ依ル(略)
  - 船員保險會計日記簿
    - 別表第二十二号ノ四書式ニ依ル(略)
  - 労働者年金保險會計日記簿
    - 別表第二十二号ノ五書式ニ依ル(略)

- 簿
  - 一簡易生命保險會計日記簿
    - 別表第二十二号ノ五書式ニ依ル(略)
  - 一郵便年金會計日記簿
    - 別表第二十二号ノ二書式ニ依ル
  - 一大藏省預金部會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ三書式ニ依ル(略)
  - 一朝鮮簡易生命保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ四書式ニ依ル(略)
  - 一家畜再保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ五書式ニ依ル(略)
  - 一労働者災害扶助責任保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ六書式ニ依ル(略)
  - 一通信事業會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ七書式ニ依ル
  - 一金資金會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ八書式ニ依ル(略)
  - 一漁船再保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ九書式ニ依ル(略)
  - 一森林火災保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ十書式ニ依ル(略)
  - 一農業再保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ二書式ニ依ル(略)
  - 一損害保險國營再保險會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ三書式ニ依ル(略)
  - 一米穀需給調節會計日記簿
    - 別表第二十三号書式ニ依ル(略)
  - 一条價安定施設會計日記簿
    - 別表第二十三号ノ二書式ニ依ル(略)
  - 一台灣米穀移出管理會計日記簿
    - 別表第二十三号書式ニ依ル

記簿

- 一木炭需給調節會計日記簿
  - 別表第二十三号ノ三書式ニ依ル(略)
- 一政府出資會計日記簿
  - 別表第二十三号ノ四書式ニ依ル(略)
- 一特別會計原簿
  - 別表第二十四号書式ニ依ル
- 一特別會計補助簿
  - 別表第二十五号書式ニ依ル
- 一特別會計支拂元受高差引簿
  - 別表第二十六号書式ニ依ル

- 助責任保險、漁船再保險、森林火災保險、農業再保險、損害保險國營再保險、台灣米穀移出管理又ハ地方分與稅分與金會計積立金明細目録
  - 別表第三十三号書式ニ依ル

附則

- 一受拂勘定表
  - 別表第二十七号書式ニ依ル(略)
- 一帝國鐵道會計貸借対照表
  - 別表第二十八号書式ニ依ル(略)
- 一帝國鐵道會計損益計算表
  - 別表第二十九号書式ニ依ル(略)
- 一帝國鐵道會計資本増減表
  - 別表第三十号書式ニ依ル(略)
- 一帝國鐵道會計固定財産價格増減表
  - 別表第三十一号書式ニ依ル(略)
- 一固定資本價格増減表
  - 別表第三十二号書式ニ依ル(略)
- 一健康保險、職員健康保險、船員保險、労働者年金保險、簡易生命保險、郵便年金、朝鮮簡易生命保險、家畜再保險、労働者災害扶助

- 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス
  - 明治二十三年大藏省令第九号
  - 明治二十六年大藏省令第三十二号
  - 明治三十年大藏省令第五号
  - 明治四十年大藏省令第十七号
  - 明治四十二年大藏省令第十六号
  - 明治四十三年大藏省令第四十五号
  - 大正五年大藏省令第三号
  - 大正五年大藏省令第二十一号
  - 大正十年大藏省令第十一号

一編一類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

九三











第四号書式甲

某年度歳入(何々會計歳入)徴收報告書

何 主管 部局等 何年何月分

部	款	項目	事由	徴收決定済額		収納済歳入額		不納欠損額		収納未済歳入額	現金拂込済仕訳
				本月分	本月迄計	本月分	本月迄計	本月分	本月迄計		
何	何	何	何	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	
			徴收決定外課納額	0	0	0	0	0	0	0	前月迄拂込未済0 本月中現金額収額0
				0	0	0	0	0	0	0	本月中現金拂込高0 翌月へ繰高0
				0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	

年 月 日  
歳入徴收官職氏名 印

備考

- 一 本書ニハ日本銀行ノ月計突合表ヲ添附スルモノトス但シ日本銀行國庫金取扱規程第八十八條ノ二ノ規定ニ依ル月計突合表ハ翌月分ノ歳入徴收報告書ニ添附スルコトヲ得
- 二 特別會計ニ於テハ徴收報告書ヲ以テ徴收総報告書ニ充ツル場合ニ於テハ徴收総報告書ヲ調整スヘキ官吏第五号甲書式ノ甲ノ例ニ依リ本書ニ年月日及職氏名ヲ與書シ徴收総報告書送付ノ順序ニ依リ送付スルモノトス
- 三 本書ハ部、款、項毎ニ計ヲ付スルモノトス第五号甲書式、第八号及第九号書式亦同シ

第三号書式乙

年度開始前支出通知書

何所管 某年度歳出(何々會計歳出)

支出官職氏名 日本銀行何店

部局等	部	款	項目	金額
何	何	何	何	円 0 0
		何	何	0 0
				0
				0

年 月 日

會計検査院長 (日本銀行宛)

大藏大臣 印

備考、日本銀行ヘノ年度開始前支出通知書ニハ部局等ノ区分及目ノ記入ヲ要セス



第五号書式甲

某年度歳入(何々會計歳入)徴收総報告書

何 主管

何年何月分

部 款 項 目 事 由	徴收決定済額		収納済歳入額		不納缺損額		収納未済歳入額	現金拂込済仕訳
	本月分	本月迄計	本月分	本月迄計	本月分	本月迄計		
何 何 何 何 徴收決定外額納額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何 何 何 何	0	0	0	0	0	0	0	前月迄拂込未済 0
何 何 何 何	0	0	0	0	0	0	0	本月中現金拂込高 0
何 何 何 何	0	0	0	0	0	0	0	本月中現金徴収額 0
	0	0	0	0	0	0	0	翌月へ越高 0

年 月 日  
徴收総報告書ヲ作製スル官吏職氏名印

備考 本書ニハ歳入徴收官ヨリ提出スル日本銀行ノ月計突合表ヲ添附スルモノトス

第四号書式乙

現金拂込済仕訳書

某年度歳入(何々會計歳入)

何 主管

何 廳

何年何月分

摘 要	金 額	備 考
前月迄拂込未済	円 0	
本月中現金拂込高	0	
・ 翌月へ越高	0	
年 月 日		
歳入徴收官職氏名印		

備 考

徴收決定済額、収納済額及不納缺損額ニ異動ナク現金拂込高ノミニ異動アル月ニ於テハ徴收報告書ヲ要セス單ニ本書式ニ依リ現金拂込済仕訳書ヲ作製シ之ニ日本銀行ノ月計突合表ヲ添へ徴收報告書送付ノ順序ニ依リ送付スルモノトス



第五号書式丙

現金拂込済総仕訳書  
某年度歳入(何々会計歳入)

何 主 管 何 年 何 月 分

摘 要	金 額	備 考
前月迄拂込未済	円 0	
本月中現金拂込高	0	
翌月へ越高	0	
年 月 日		
徴收総報告書ヲ作製スル官吏職氏名印		

備 考

各歳入徴收官トモ單ニ現金拂込済仕訳書ノミヲ送付セシ月ニ於テハ徴收総報告書ヲ要セス本書式ニ依リ現金拂込済総仕訳書ヲ作製シ之ニ収入金拂込未済内訳報告書及月計突合表ヲ添ヘ徴收総報告書送付ノ順序ニヨリ送付スルモノトス

第五号書式乙

収入金拂込未済内訳報告書  
某年度歳入(何々会計歳入)

何 主 管 何 年 何 月 分

廳 名	徴收報告書年月	拂込未済額	事 由
何 廳	何 何	円 0	
何 廳	" "	0	
		0	
	年 月 日		
	各省各廳ノ長職氏名印 徴收総報告書ヲ作製スル官吏職氏名印		

備 考

- 一 本書ハ徴收総報告書現金拂込済仕訳ノ欄内ニアル翌月へ越高ノ内訳トシテ徴收総報告書ニ添付スルモノトス
- 二 拂込遅滞セルモノハ其ノ事由ヲ記載スヘシ



第五号の二書式

支出負担行為済額報告書  
某年度一般会計(何特別会計)

何所官

何年何月分

部局等	科	目	支出負担行為済額		支出負担行為計画示進額		支出負担行為計画示進額		支出負担行為計画示進額		摘要
			本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	
	何(部)		円	円	円	円	円	円	円	円	
	何(款)										
	何(項)										
	何(目)										
	何(節)										

各省各廳の長あて

年 月 日 調製 氏 名 印  
支出負担行為担当官

備考一 用紙は和紙薄葉紙、寸法は日本標準規格B列4とする。

第五号の三書式

支出負担行為総報告書  
某年度一般会計(何特別会計)

何所管

何年何月分

部局等	科	目	歳出		前年度繰越額		子備費使用額		流用等		増減額		子算現額		支出計		支出計		支出計		支出計		摘要
			本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	本月分	本月累計	
	何(部)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	何(款)																						
	何(項)																						
	何(目)																						
	何(節)																						

大蔵大臣あて

年 月 日 調製  
各省各廳の長 印

備考一 用紙は和紙薄葉紙、寸法は日本標準規格B列4とする。

備考二 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式



第五号の四書式

支出負担行為認識済額報告書  
某年度一般会計(何特別会計)

何 所 管

何 年 何 月 分

部局等	科 目	支出負担行為 計画示達額現額 円	支出負担行為認識済額		支出負担行為計画示達額現額 円	摘 要
			本 月 分 円	本月までの累計 円		
	何(部)					
	何(款)					
	何(項)					
	何(目)					
	何(節)					

年 月 日 調 製

支出負担行為認識済官 職 氏 名 印

各 省 各 廳 の 長 お へ て

備考一 用紙は和紙薄葉紙、寸法は日本標準規格B列4とする。

第五号の五書式

小 切 手 等 認 証 済 額 報 告 書  
某年度一般会計(何特別会計)

何 所 管

何 年 何 月 分

部局等	科 目	支 拂 計 画 示 達 額 現 額 円	小 切 手 等 認 証 済 額		支拂計画示達額現額 円	摘 要
			本 月 分 円	本月までの累計 円		
	何(部)					
	何(款)					
	何(項)					
	何(目)					
	何(節)					

年 月 日 調 製  
小切手等認識済官 職 氏 名 印

大 蔵 大 臣 お へ て

備考一 用紙は和紙薄葉紙、寸法は日本標準規格B列4とする。

一 種 一 類 会 計 規 則 及 各 特 別 会 計 規 則 の 規 定 に 依 り 帳 簿 書 類 の 様 式















一編一類 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

一一四

第十一号書式

支出簿

(部局等)←3cm→(部)←3cm→(款)←3cm→(項)

年 月 日	摘要	支拂計画示達額	支拂計画示達額現額 (3の累計)	支出済額	支拂計画示達額残額
1	2	3	4	5	6
1.5cm	1cm	3cm	3cm	3cm	3cm
0.8cm	0.7cm	2.5cm	0.5cm		
0.6cm					
35行		0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm
0.2cm					
25.7cm					

備考一 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。

第十二号書式

歳出簿

(部局等)←3cm→(部)←3cm→(款)←3cm→(項)←3cm→(目)←3cm→(節)←3cm→(細節)

年 月 日	摘要	歳出額	歳出子算額	歳出子算現額 (3の累計)	支出負担行爲計額	支出負担行爲計額未済額 (4-5)	支出負担行爲計額未済額 (5-7)	支出負担行爲計額未済額 (4-7)	支出済額	支出未済額 (4-10)	支出負担行爲計額未済額 (7-10)
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1cm	1cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm
0.6cm	0.5cm	2.5cm	0.5cm								
0.8cm											
35行		0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm	0.1cm
0.2cm											
25.7cm											

備考一 用紙寸法は日本標準規格B列5とし、二頁連続とする。

一編一類 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

一一五



第十三号書式

「現金領收証書」  
(原 符)

第何号	某年度(某年度何々会計)
何都市町村何番地	何 某納
經常(臨時)	何々 (款)
何々 (項)	何々 (目)
金	
年 月 日	領收

報告書

第何号	某年度(某年度何々会計)
何都市町村何番地	何 某納
經常(臨時)	何々 (款)
何々 (項)	何々 (目)
金	
年 月 日	上記ノ金額領收済ニ付報告候也
何主任收入官吏	何主任收入官吏 名 國
又ハ何廳主任收入官吏	又ハ何廳主任收入官吏 名 國
官氏名所屬	官氏名所屬 氏 名 國
何廳分任收入官吏	何廳分任收入官吏 名 國
官	官 氏 名 國
歳入徴收官	歳入徴收官 官氏名 國

領收証書

第何号	某年度(某年度何々会計)
何都市町村何番地	何 某納
經常(臨時)	何々 (款)
何々 (項)	何々 (目)
金	
年 月 日	上記ノ金額領收候也
何主任收入官吏	何主任收入官吏 名 國
又ハ何廳主任收入官吏	又ハ何廳主任收入官吏 名 國
官氏名所屬	官氏名所屬 氏 名 國
何廳分任收入官吏	何廳分任收入官吏 名 國
官	官 氏 名 國
歳入徴收官	歳入徴收官 官氏名 國

備考  
一 用紙寸法 縦五寸六分 輪廓寸法 縦四寸五分 ノモノ三枚接続  
二 横三寸八分 規定ニ依リ交付スルハ領收証書ノ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外此ノ書式ニ依ル  
三 會計規則第三十三條ノ規定ニ依リ交付スルハ領收証書ヲ了シタルトキハ此ノ領收証書ヲ送付セシ  
四 官廳間ノ收入金ニシテ出金支拂通知書ニ領收シテ了シタル郵便書ヲ使用スルコトヲ得  
五 領收証書郵送ノ必要アル場合ニ於テハ式ノ記入シタル郵便書ヲ使用スルコトヲ得  
六 歳入徴收官ト同一官廳内ニ在ル收入官吏ノ收納済報告書ハ原符ヲ以テ代用シ報告書ヲ名略スルコトヲ得

第十四号書式

現金出納簿

年月日	摘要	受			拂			残		
		現金	預金	計	現金	預金	計	現金	預金	計
何 年	何々金何々ヨリ收入(又ハ受入)	0								
" "	日本銀行何店ハ拂込				0			0		
何 年	何々金支出官何々ヨリ受入	0								
" "	日本銀行何店ハ預託		0	0	0			0		
" "	何々金何々ハ拂渡				0			0		
" "	何々金何々ハ拂渡ノ爲小切手振出				0			0		
何 年	何々金日本銀行何店ヨリ預金部預金振込済ノ通知ヲ受ク		0	0				0		
何 年	何々金何々ハ拂渡ノ爲小切手振出				0			0		

備考  
一 本簿ハ便宜様式ト爲スコトヲ得  
二 現金ヲ預託又ハ預入シタル場合ニ於テハ現金ハ之ヲ拂ノ部ニ掲ケ同時ニ預金ニ受入ノ手續ヲ爲スヘシ  
三 現金又ハ預金ノミノ取扱ヲ爲ス出納官吏ニ在リテハ本書式中ノ現金、預金、計ノ細区分ヲ廢シ單ニ受、拂、残トシテ整理スルモ妨ケナシ  
四 出納員ノ備フハキ本簿ハ所管大臣ニ於テ本書式ニ準シ適宜ノ様式ヲ定ムルコトヲ得



第十六号書式

「某年度國庫原簿」  
某年度一般會計

年月日		摘要	借		貸		借或貸	残
			歳出	歳出外	歳入	歳入外		
何年	何月		円	円	円	円		円
			0	0	0	0	貸	0

備考

會計規則第五百二十二條ノ原簿ハ此ノ書式ニ依ル

第十五号書式

「某年度國庫日記簿」  
何年何月何日

借			科目	貸	
				歳入	歳入外
歳出	歳出外			円	円
			某年度各會計勘定		
0	0		一般會計	0	0
0	0		何々(特別會計名称)	0	0
0	0		何々( " )	0	0
			特別勘定		
			小額紙幣発行高		0
			何々		0
			現在高勘定		
			何々預金		0
0	0			0	0
					0
					0

備考

會計規則第五百二十二條ノ日記簿ハ此ノ書式ニ依ル















第十八号の六書式

支拂計画簿

(所管) ← 3cm → (部局等) ← 3cm → (部) ← 3cm → (款) ← 3cm → (項)

年	月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			摘要	支拂計画承認番号	歳出予算額	歳出予算額 現 (4の累計)	支拂計画承認済額	支拂計画承認済額 累計 (6の累計)	歳出予算額 残 (5-7)	支拂済額	支拂未済額 残 (5-9)	支拂計画 額 (7-9)	
			1cm	2cm	3.5cm	3.5cm	3.5cm	3.5cm	3.5cm	3.5cm	3.5cm	3.5cm	0.2cm
			0.7cm	0.5cm	3cm	0.5cm	3cm	0.5cm	3cm	0.5cm	3cm	0.5cm	
			0.9cm	0.6cm	0.6cm								
			0.8cm										
			0.9cm										
			0.6cm										
			2cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm
			18.3cm										
			1cm										

34.4cm

備考一 用紙寸法は、日本標準規格B列5とし、二頁連続とする。

第十八号の七書式

小切手等認証簿

(所管) ← 2cm → (部局等) ← 3cm → (款) ← 3cm → (項) ← 3cm → (目)

年	月	日	1	2	3	4	5	6
			摘要	支拂計画承認額	支拂計画承認額 現 (3の累計)	支拂計画承認額 累計 (4の累計)	小切手等 認証額	支拂計画承認額 残 (4-5)
			1.5cm	1cm	3cm	3cm	3cm	3cm
			0.8cm	0.7cm	2.5cm	0.5cm		0.2cm
			0.8cm					
			0.9cm					
			0.6cm					
			2cm	3cm	3cm	3cm	3cm	3cm
			18.3cm					
			1cm					

25.7cm

備考一 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。

備考二 会計規則及各特別会計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式







		何年何月何日		3	
原簿数	原簿科目	借	貸	円	円
	簡易生命保険収入	0			
	歳入歳出過不足		0		
	歳入歳出過不足	0			
	簡易生命保険費		0		
	歳入歳出過不足	0			
	國庫		0		
	國庫(積立金)	0			
	積立金		0		
	積立金	0			
	國庫(積立金)		0		
	國庫	0			
	歳入歳出過不足		0		
	積立金	0			
	貸		0		
		0	0		

備考

原簿ニ於ケル科目ノ配置ハ下記ニ依ル  
 積立金、歳入歳出過不足、簡易生命保険収入、簡易生命保険費、積立金繰替金、積立金繰替受入、國庫、國庫(積立金)、出納官吏、預金(余裕金)、預金(積立金)、有價証券、契約者貸付、一般貸付、貸損

		何年何月何日		2	
原簿数	原簿科目	借	貸	円	円
	預金(余裕金)	0			
	國庫		0		
	預金(余裕金)	0			
	何年何月何日	0	0		
	預金(積立金)	0			
	有價証券	0			
	一般貸付	0			
	出納官吏	0			
	國庫(積立金)		0		
	何年何月何日	0	0		
	契約者貸付	0			
	一般貸付	0			
	有價証券	0			
	出納官吏		0		
	契約者貸付		0		
	一般貸付		0		
	有價証券		0		
	何年何月何日	0	0		
	有價証券	0			
	有價証券	0			
	何年何月何日	0	0		
	國庫金(積立金)	0			
	預金(積立金)		0		
	有價証券		0		
	一般貸付		0		
	出納官吏		0		
	貸損	0			
	有價証券		0		
	一般貸付		0		
	契約者貸付		0		
		0	0		



一編二類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

		何年何月何日		2	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	預金(積立金)	円	円		
	有價証券(積立金)	0			
	一般貸付	0			
	出納官吏	0			
	國庫(積立金)		0		
		0	0		
	何年何月何日				
	契約者貸付	0			
	一般貸付	0			
	有價証券(積立金)	0			
	有價証券(余裕金)	0			
	出納官吏		0		
	出納官吏	0			
	契約者貸付		0		
	一般貸付		0		
	有價証券(積立金)		0		
	有價証券(余裕金)		0		
		0	0		
	何年何月何日				
	有價証券(積立金)	0			
	有價証券(余裕金)	0			
	有價証券(積立金)		0		
	有價証券(余裕金)		0		
		0	0		
	何年何月何日				
	國庫(積立金)	0			
	預金(積立金)		0		
	有價証券(積立金)		0		
	一般貸付		0		
	出納官吏		0		

一三三

第二十二号ノ二書式

「某年度郵便年金會計日記簿」

何年何月何日

原簿数	原簿科目	借	貸
	國庫	円	円
	郵便年金收入	0	0
	郵便年金費	0	
	國庫		0
		0	0
	何年何月何日		
	積立金繰替拂出	0	
	國庫(積立金)		0
	積立金繰替	0	
	國庫		0
	積立金繰替受入		0
	同上		0
		0	0
	何年何月何日		
	積立金繰替受入	0	
	國庫		0
	繰替返戻	0	
	國庫(積立金)		0
	積立金繰替拂出		0
	同上		0
		0	0
	預金(余裕金)	0	
	出納官吏	0	
	有價証券(余裕金)	0	
	國庫		0
	國庫	0	
	預金(余裕金)		0
	出納官吏		0
	有價証券(余裕金)		0
		0	0

一編二類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

一三三



備 考

原簿ニ於ケル科目ノ配置ハ下記ニ依ル

積立金、歳入歳出過不足、郵便年金収入、郵便年金費、積立金繰替拂出、  
積立金繰替受入、國庫、國庫(積立金)、出納官吏、預金(余裕金)、預金  
(積立金)、有價証券(余裕金)、有價証券(積立金)、契約者貸付、一般貸  
付、缺損

何年何月何日

原簿 丁数	原簿科目	借 貸	
		円	円
	何年何月何日		
	有價証券(余裕金)	0	
	有價証券(積立金)		0
	國庫(積立金)	0	
	國庫		0
	有價証券(積立金)	0	
	有價証券(余裕金)		0
	國庫	0	
	國庫(積立金)		0
	缺損	0	
	有價証券(積立金)		0
	有價証券(余裕金)		0
	一般貸付		0
	契約者貸付		0
		0	0
	郵便年金収入	0	
	歳入歳出過不足		0
	歳入歳出過不足	0	
	郵便年金費		0
	歳入歳出過不足	0	
	國庫		0
	歳入歳出過不足	0	
	有價証券(余裕金)		0
	國庫(積立金)	0	
	積立金		0
	有價証券(積立金)	0	
	積立金		0
	積立金	0	
	國庫(積立金)		0
	國庫	0	
	歳入歳出過不足		0
	積立金	0	
	缺損		0
		0	0



2		何年何月何日	
原簿数	原簿科目	借	貸
	國庫	円 0	円
	<u>通信事業資金収入</u>		0
	收入済		
	出納官吏	0	
	<u>通信事業資金収入</u>		0
	出納官吏収入済		
	國庫	0	
	<u>出納官吏</u>		0
	出納官吏歳入金ヲ日本銀行ニ拂込		
	事業設備費	0	
	國庫		0
	出納官吏	0	
	收支		0
	資金前渡官吏ニ資金交付		
	收支	0	
	<u>出納官吏</u>		0
	前渡資金精算済ニ付組替		
	國庫	0	
	<u>事業設備費</u>		0
	資金前渡官吏ヨリ資金返還		0
	何年何月何日		
	<u>事業設備費繰替拂</u>	0	
	<u>出納官吏</u>		0
	歳出金繰替拂		
	追次合計	0	0

第二十二号ノ七書式

「某年度通信事業會計日記簿」(資本勘定)

1		何年何月何日	
原簿数	原簿科目	借	貸
	用品勘定交付資金	円 0	円
	固定財産	0	
	固有資本		0
	借入資本		0
	資本受入	0	0
	何年何月何日		
	前年度以前 収入未済	0	
	<u>収入未済</u>		0
	収入未済ヲ前年度以前収入未済ニ組替		
	支出未済	0	
	前年度以前 支出未済		0
	支出未済ヲ前年度以前支出未済ニ組替		0
	何年何月何日		
	<u>用品勘定交付資金</u>	0	
	國庫		0
	用品勘定ニ資金交付		
	國庫	0	
	<u>用品勘定交付資金</u>		0
	用品勘定ヨリ資金返還		
	事業設備費	0	
	國庫		0
	支出済	0	0



一編一類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

4		何年何月何日	
原簿数	原簿科目	借	貸
	前業合計	円 0	円 0
收	支	0	0
	前年度以前 收入未済		0
	不納欠損		
前年度以前 支出未済		0	
	收 支	0	0
	義務ノ消滅	0	0
	何年何月何日		
	國庫	0	
	通信事業資金收入		0
	公債金又は借入金收入済		
收	支	0	0
	公債発行較差	0	
	借入金資本		0
	借入金資本ノ増		
國債借入金		0	
	國庫		0
	公債金又は借入金償還		
借入金資本		0	
	收 支		0
	公債償還較差		0
	借入金資本ノ減	0	0
	何年何月何日		
	臨時出資金	0	
	國庫		0
	國際電氣通信株式会社へ出資拂込		
株	式	0	
	臨時出資金		0
	國際電氣通信株式会社株式受入		
株式有償管理費		0	
	國庫		0
	國際電氣通信株式会社		
株式有償管理費支出		0	
株	式	0	
	株式有償管理費		0
	國際電氣通信株式会社株式保管費		
現物出資財産		0	
	固定財産		0
	追次合計	0	0

一三九

3		何年何月何日	
原簿数	原簿科目	借	貸
	前業合計	円 0	円 0
	事業設備費	0	
	事業設備費繰替拂		0
出納官吏		0	
	國庫		0
	歳出金繰替拂=対シ補填金拂込		
出納官吏		0	
	事業設備費繰替拂		0
	資金戻入		
出納官吏		0	
	事業設備費繰替拂		0
事業設備費繰替拂		0	
	事業設備費		0
國庫		0	
	出納官吏		0
	定額戻入	0	0
	何年何月何日		
收	支	0	
	前年度以前 收入未済		0
	前年度以前收入未済收入済=付替		
前年度以前 支出未済		0	
	收 支		0
	前年度以前支出未済支出済=付替		
	追次合計	0	0

一編一類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

一三八



6		何年何月何日	
原簿 丁数	原簿 科目	借	貸
	前業合計	円 0	円 0
	國庫		
	一般會計へ繰替	0	0
	國庫		
	一般會計へ繰替資金	0	0
	國庫		
	一般會計ヨリ繰替資金繰戻	0	0
	一般財源繰入金	0	0
	國庫		
	一般財源繰入金繰戻	0	0
	繰戻未済金	0	0
	國庫		
	一般財源繰入金繰入	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	一般財源繰入金	0	0
	收支 = 繰替	0	0
	國庫		
	通信事業資金收入	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	一般財源繰入金繰戻	0	0
	繰戻未済金	0	0
	國庫		
	一般財源繰入金繰戻	0	0
	臨時軍事費財源繰入金	0	0
	國庫		
	臨時軍事費財源繰入金繰戻未済金	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	臨時軍事費財源繰入金繰入	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	臨時軍事費財源繰入金	0	0
	收支 = 繰替	0	0
	國庫		
	通信事業資金收入	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	臨時軍事費財源繰入金繰戻未済金	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	臨時軍事費財源繰入金繰戻	0	0
	收入未済	0	0
	國庫		
	收入	0	0
	支	0	0
	國庫		
	支出未済	0	0
	國庫		
	支出	0	0
	國庫		
	通信事業資金收入	0	0
	追次合計	0	0

5		何年何月何日	
原簿 丁数	原簿 科目	借	貸
	前業合計	円 0	円 0
	國庫		
	固定財産ヲ國際電氣通信株式 会社へノ現物出資財産=租入	0	0
	現物出資財産	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	資本外物品ヲ國際電氣通信株式 会社へノ現物出資財産=租入	0	0
	株式	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	現物出資財産	0	0
	國際電氣通信株式株式受入	0	0
	國庫	0	0
	通信事業資金收入	0	0
	業務勘定ヨリ設備補充費繰入	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	固定財産	0	0
	固定財産減少	0	0
	事業設備費	0	0
	國庫		
	用品引渡原價支出済	0	0
	事業設備費	0	0
	國庫		
	物品工作落成原價支出済	0	0
	國庫	0	0
	事業設備費	0	0
	定額戻入	0	0
	何年何月何日	0	0
	固定財産	0	0
	收	0	0
	支	0	0
	國庫		
	固定財産受入	0	0
	預金	0	0
	國庫		
	余裕金預入	0	0
	國庫	0	0
	預金	0	0
	拂戻	0	0
	事業設備費	0	0
	國庫		
	割掛費支出済	0	0
	一般會計へ繰替資金	0	0
	追次合計	0	0



「某年度通信事業會計日記簿」(用品勘定)				
何年何月何日				
原簿数	原簿科目	借	貸	
	用品	円 0	円	
	<u>受入資金</u>		0	
	用品ヲ資金トシテ受入			
	前年度以前 收入未済	0		
	<u>收入未済</u>		0	
	收入未済ヲ前年度以前收入未済ニ租替			
	<u>支出未済</u>	0		
	前年度以前 支出未済		0	
	支出未済ヲ前年度以前支出未済ニ租替	0	0	
	何年何月何日			
	國庫	0		
	<u>受入資金</u>		0	
	資金受入			
	通信事業用品 及工作費	0		
	國庫		0	
	<u>支出未済</u>	0	0	
	何年何月何日			
	用品	0		
	<u>支出未済</u>		0	
	用品購入代及改修代			
	通信事業用品 及工作費	0		
	國庫		0	
	<u>支出未済</u>			
	追次合計	0	0	

何年何月何日				
原簿数	原簿科目	借	貸	
	前業合計	円 0	円 0	
	業務勘定過剩繰入			
	國庫	0		
	<u>通信事業資金收入</u>		0	
	用品勘定過剩繰入			
	<u>通信事業資金收入</u>	0		
	<u>收</u>		0	
	<u>支</u>			
	收支ニ租替			
	<u>收</u>	0		
	<u>支</u>			
	事業設備費		0	
	同			
	<u>上</u>	0		
	<u>收</u>			
	<u>支</u>			
	國債償還金		0	
	同			
	<u>上</u>	0		
	公債償還較差		0	
	同			
	<u>收</u>		0	
	<u>支</u>			
	公債発行較差		0	
	同			
	<u>上</u>	0		
	<u>收</u>			
	<u>支</u>			
	用品勘定交付資金		0	
	用品勘定不足整理			
	<u>收</u>	0		
	<u>支</u>			
	固有資本		0	
	固有資本ニ租入			
	<u>固有資本</u>	0		
	<u>收</u>		0	
	<u>支</u>			
	固有資本減額整理		0	

備考

原簿ニ於ケル科目ノ配置ハ下記ニ依ル  
 固有資本、借入資本、收支、通信事業資金收入、事業設備費、事業設備費  
 繰替拂、收入未済、前年度以前收入未済、支出未済、前年度以前支出未済、  
 國債償還金、用品勘定交付資金、一般會計ニ繰替資金、一般財源繰入金、  
 一般財源繰入金繰戻未済金、臨時軍事費財源繰入金、臨時軍事費財源繰入  
 金繰戻未済金、臨時出資金、株式有償管理換費、公債発行較差、公債償還  
 較差、預金、國庫、株式現物出資財産、固定財産、出納官吏



		何年何月何日		3	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	前業合計	円 0	円 0		
	<u>國庫</u>	0			
	通信事業用品 及工作費		0		
	定額戻入	0	0		
	何年何月何日				
	<u>出納官吏</u>	0			
	通信事業用品 及工作收入		0		
	出納官吏収入済				
	<u>國庫</u>	0			
	出納官吏		0		
	出納官吏歳入金ヲ日本銀行ニ拂込	0	0		
	何年何月何日				
	<u>通信事業用品 及工作費繰替拂</u>	0			
	出納官吏		0		
	歳出金繰替拂				
	<u>通信事業用品 及工作費</u>	0			
	通信事業用品 及工作費繰替拂		0		
	<u>出納官吏</u>	0			
	國庫		0		
	歳出金繰替拂ニ対シ補填金拂込				
	追次合計	0	0		

		何年何月何日		2	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	前業合計	円 0	円 0		
	<u>支出未済</u>	0			
	<u>收</u>		0		
	用品購入代及改修代支出済ニ付組替				
	<u>支出未済</u>	0			
	<u>收</u>		0		
	同上銭位未済切捨額組替		0		
	何年何月何日				
	<u>収入未済</u>	0			
	<u>用品</u>		0		
	用品引渡原價				
	<u>收支</u>	0			
	<u>收支未済</u>		0		
	用品引渡原價収入済ニ付組替				
	<u>收支</u>	0			
	<u>収入未済</u>		0		
	同上銭位未済切捨額組替		0		
	何年何月何日				
	<u>國庫</u>	0			
	通信事業用品 及工作收入		0		
	収入済				
	<u>受入資金</u>	0			
	國庫		0		
	資金返還				
	追次合計	0	0		



		何年何月何日		5	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	前業合計	円0	円0		
	收 支	0			
	前年度以前 收入未済		0		
	不納欠損				
	前年度以前 支出未済	0			
	收 支		0		
	義務ノ消滅	0	0		
	何年何月何日				
	供給材料	0			
	用品		0		
	請負者ニ用品製作改修材料交付				
	用品	0			
	供給材料		0		
	支出未済		0		
	請負者ヨリ製作改修済用品受入				
	支出未済	0			
	收 支		0		
	用品製作改修代支出済ニ付組替				
	用品	0			
	供給材料		0		
	請負者ヨリ供給材料戻入	0	0		

		何年何月何日		4	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	前業合計	円0	円0		
	出納官吏	0			
	通信事業用品 及工作費繰替拂		0		
	資金戻入				
	出納官吏	0			
	通信事業用品 及工作費繰替拂		0		
	通信事業用品 及工作費繰替拂	0			
	通信事業用品 及工作費		0		
	國庫	0			
	出納官吏		0		
	定額戻入	0	0		
	何年何月何日				
	國庫	0			
	通信事業用品 及工作收入		0		
	不用品賣却				
	收 支	0			
	前年度以前 收入未済		0		
	前年度以前收入未済收入済ニ付組替				
	前年度以前 支出未済	0			
	收 支		0		
	前年度以前支出未済支出済ニ付組替				
	追次合計	0	0		



		何年何月何日		7	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	前葉合計	円 0	円 0		
	<u>工作場計算</u>	0			
	<u>收</u> <u>支</u>		0		
	工作場ノ俸給其ノ他事務諸費支出済	0	0		
	<u>何年何月何日</u>				
	<u>工作場落成品</u>	0			
	<u>工作場計算</u>		0		
	工作場落成品原價				
	<u>收</u> <u>支</u>	0			
	<u>副生品</u>		0		
	副生品賣却				
	<u>副生品</u>	0			
	<u>工作場計算</u>		0		
	副生品発生高				
	<u>收入未済</u>	0			
	<u>工作場計算</u>		0		
	改修落成品原價	0	0		
	<u>何年何月何日</u>				
	<u>用品</u>	0			
	<u>收</u> <u>支</u>		0		
	過剰品、取得品受入				
	<u>收</u> <u>支</u>	0			
	<u>用品</u>		0		
	減損額、不用品編入額				
	<u>追次合計</u>	0	0		

		何年何月何日		6	
原簿数	原簿科目	借	貸		
	<u>工作材料</u>	円 0	円		
	<u>用品</u>		0		
	用品ヲ工作場へ拂出				
	<u>工作場決算品</u>	0			
	<u>用品</u>		0		
	準器具備品類ヲ工作場へ決算拂出				
	<u>用品</u>	0			
	<u>工作場落成品</u>		0		
	工作場落成品ヲ用品ニ編入				
	<u>用品</u>	0			
	<u>工作材料</u>		0		
	工作場ヨリ工作材料戻入	0	0		
	<u>何年何月何日</u>				
	<u>工作場計算</u>	0			
	<u>收</u> <u>支</u>		0		
	工作費支出済				
	<u>工作場計算</u>	0			
	<u>工作材料</u>		0		
	工作材料受入				
	<u>工作場計算</u>	0			
	<u>工作場決算品</u>		0		
	準器具備品類決算受入				
	<u>工作場計算</u>	0			
	<u>副生品</u>		0		
	副生品利用高				
	<u>追次合計</u>	0	0		



何年何月何日				
原簿数	原簿科目	借	貸	
	前業合計	円0	円0	
	收 支	0		
	通信事業用品 及工作費		0	
	收支 = 租替			
	前金拂	0		
	收 支		0	
	用品購入代支拂済 = 付收支 = 租替			
	用品	0		
	前金拂		0	
	前金拂 = 対シ用品受入			
	前年度以前前金拂	0		
	前金拂		0	
	前金拂ヲ前年度以前前金拂 = 租替			
	用品	0		
	前年度以前前金拂		0	
	前年度以前前金拂 = 対シ用品受入			
	収入未済	0		
	收 支		0	
	収入未済	0		
	支出未済		0	
	支出未済	0		
	支 出			
	支 出	0		
	國庫		0	
	過剰ヲ資本勘定 = 繰入			
	受入資金	0		
	收 支		0	
	不足ヲ資本勘定へ移シ整理	0	0	

備考

原簿ニ於ケル科目ノ配置ハ下記ニ依ル  
 受入資金、收支、通信事業用品及工作収入、通信事業用品及工作費、通信事業用品及工作費繰替、収入未済、前年度以前収入未済、前金拂、前年度以前前金拂、支出未済、前年度以前支出未済、國庫、用品、供給材料、工作材料、工作場決算品、工作場落成品、工作場計算、出納官吏、副生品

何年何月何日				
原簿数	原簿科目	借	貸	
	前業合計	円0	円0	
	收 支	0		
	用品		0	
	用品勘定職費支弁ノ用 = 決算拂出	0	0	
	何年何月何日			
	工作材料	0		
	工作場計算		0	
	工作材料ヲ返還			
	收 支	0		
	収入未済		0	
	改修落成品原價収入済 = 付租替			
	工作場計算	0		
	收 支		0	
	工作場間接費割賦過剩額ヲ收支 = 租替			
	收 支	0		
	工作場計算		0	
	工作場間接費割賦不足額ヲ收支 = 租替	0	0	
	何年何月何日			
	國庫	0		
	通信事業用品 及工作収入		0	
	割掛収入済			
	通信事業用品 及工作収入	0		
	收 支		0	
	收支 = 租替			
	追次合計	0	0	



2		何年何月何日		
原簿数	原簿科目	借	貸	
	通信業務費繰替拂	円	円	
	出納官吏	0	0	
	歳入金繰替拂			
	通信事業費	0		
	通信業務費繰替拂		0	
	出納官吏	0		
	國庫		0	
	歳入金繰替拂=対シ補填金拂込			
	出納官吏	0		
	通信業務費繰替拂		0	
	資金戻入			
	出納官吏	0		
	通信業務費繰替拂		0	
	通信業務費繰替拂	0		
	通信業務費		0	
	國庫	0		
	出納官吏		0	
	定額戻入			
	通信業務費	0		
	國庫		0	
	用品引渡原價支出済	0	0	
	何年何月何日			
	收    支	0		
	前年度以前 収入未済		0	
	前年度以前収入未済収入済=付組替			
	追次合計	0	0	

「某年度通信事業会計日計簿」(業務勘定)

1		何年何月何日		
原簿数	原簿科目	借	貸	
	前年度以前 収入未済	円	円	
	収入未済	0	0	
	収入未済ヲ前年度以前収入未済ニ組替			
	支出未済	0		
	前年度以前 支出未済		0	
	支出未済ヲ前年度以前支出未済ニ組替	0	0	
	何年何月何日			
	國庫	0		
	通信業務収入		0	
	収入済			
	通信業務費	0		
	國庫		0	
	支出済	0	0	
	何年何月何日			
	出納官吏	0		
	通信業務収入		0	
	出納官吏収入済			
	國庫	0		
	出納官吏		0	
	出納官吏歳入金ヲ日本銀行ニ拂込	0	0	



4		何年何月何日		
原簿数	原簿科目	借	貸	
	通信業務費	円0	円	
	國庫		0	
	出納官吏	0		
	收支		0	
	資金前渡官吏ニ資金交付			
	收支	0		
	出納官吏		0	
	前渡資金精算済ニ付組替			
	國庫	0		
	通信業務費		0	
	資金前渡官吏ヨリ資金返還			
	通信業務費	0		
	國庫		0	
	割掛費支出済	0	0	
	何年何月何日			
	収入未済	0		
	收支		0	
	収入未済			
	收支	0		
	支出未済		0	
	通信業務収入	0		
	收支		0	
	收支ニ組替			
	收支	0		
	通信業務費		0	
	同上			
	追次合計	0	0	

2		何年何月何日		
原簿数	原簿科目	借	貸	
	前業合計	円0	円0	
	前年度以前			
	支出未済	0		
	收支		0	
	前年度以前支出未済支出済ニ付組替			
	收支	0		
	前年度以前			
	収入未済		0	
	不納欠損			
	前年度以前	0		
	支出未済			
	收支		0	
	義務ノ消滅	0	0	
	何年何月何日			
	通信業務費	0		
	國庫		0	
	物品工作落成原價支出済			
	通信業務費	0		
	國庫		0	
	資本勘定ニ設備補充費繰入			
	一般会計納付金	0		
	國庫		0	
	一般会計納付金			
	國庫	0		
	通信業務費		0	
	定額戻入	0	0	



**第二十四号書式**

「何年度何々会計原簿」

何々

年月日	摘要	日記 丁数	借	貸	借或貸	残
			円	円		円
何何	何々		0			
何何	何々			0	借	0

備考  
特別会計規則ニ依リ要スル原簿ハ此ノ書式ニ依ル

何年何月何日 5

原簿 丁数	原簿科目	借	貸
	前業合計	円 0	円 0
	收支	0	
	<u>一般会計納付金</u>		0
	收支ニ租替		
	收支	0	
	<u>國庫</u>		0
	過剰ヲ資本勘定ヘ繰入	0	0

備考  
原簿ニ於ケル科目ノ配置ハ下記ニ依ル  
收支、通信業務収入、通信業務費、通信業務費繰替拂、収入未済、前年度以前収入未済、支出未済、前年度以前支出未済、一般会計納付金、國庫、出納官吏



第二十六号書式

「某年度何々会計支拂元受高差引簿」

年月日	摘要	支拂元受高	支出済額	残額
		円	円	円
何年	前年度ヨリ越	0		0
何何	歳入	0		
"			0	
"	定額戻入		0	
"	更生減額何々	0		0
何	翌年度へ越		0	
"	何々		0	0

第二十五号書式

「某年度何々会計補助簿」

何々(原簿科目)                      何々(細科目)

年月日	摘要	証憑 番号	借	貸	借或貸	残
			円	円		円
何年						
何何	何々		0			
"	何々			0	借	0

備考

- 一 特別会計規則ニ依リ要スル原簿ノ補助簿ハ此ノ書式ニ依ル
- 二 本簿ハ所管大臣ノ定ムル細科目毎ニ口座ヲ設クルモノトス
- 三 本簿ノ外原簿ノ詳細ヲ明ニスル爲要スル所ノ補助簿ハ適宜各廳ニ於テ設クルモノトス



第三十三号書式

一編一類 會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式

何年三月三十一日何々會計積立金明細目録		種	目	金積	額立	立前	金額積	増	減	増減事由
公債証書	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	何々
有價証券	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
貨付金	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
現金	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
何々	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
何々	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
合計	何々	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

●會計法規ニ基ク出納計算ノ數字及記載事項ノ訂正ニ關スル件

大正十一年五月三十日  
大藏省令第四十三號

第一條 會計法規ニ基ク出納計算ニ關スル諸書類帳簿ニ記載スル金額其ノ他ノ數量ニシテ「一」、「二」、「三」、「十」、「廿」、「卅」ノ數字ハ「壹」、「貳」、「參」、「拾」、「貳拾」、「參拾」ノ字體ヲ用ユヘシ

第二條 會計法規ニ基ク出納計算ニ關スル諸書類帳簿ノ記載事項ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

前項ニ規定スル諸書類帳簿ノ記載事項ニ付訂正、挿入又ハ削除ヲ爲サルトスルキハ二線ヲ劃シテ其ノ右側又ハ上位ニ正書シ其ノ削除ニ係ル文字ハ仍明ニ讀得ヘキ爲字體ヲ存スルコトヲ要ス但シ金錢又ハ物品ノ受授ニ關スル諸證書ノ數字ハ之カ訂正ヲ爲スコトヲ得ス數字以外ノ事項ニ付訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其ノ字數ヲ欄外ニ記載シ作製者之ニ認印スルコトヲ要ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一編一類 會計法規ニ基ク出納計算ノ數字及記載事項ノ訂正ニ關スル件  
支拂計画、契約等ノ計画及び小切手等ノ認証ノ取扱規則

明治二十三年大藏省令第二十一號ハ之ヲ廢止ス

○熊本逓信局照會(大正十二年六月十日) 經理局回答(八月)要領  
大藏省令第四十三號ハ主トシテ法規整備ノ必要ニ出テタルモノニシテ大體從前ノ取扱授ト異ナラサル趣ニ付之カ適用ニ方リテハ當該書類帳簿ノ性質ニ應シ其ノ運用宜シキヲ制スルコトニ處理相成度

●支拂計画、契約等ノ計画及び小切手等ノ認証ノ取扱規則

昭和二十二年十月二十日  
大藏省令第百二號

支拂計画、契約等ノ計画及び小切手等ノ認証ノ取扱規則

第一條 支拂計画期間又は契約等ノ計画期間は、各會計年度ノ四半期とする。

第二條 各省各廳ノ長ハ、予算決算及び會計令(以下令という)第十八條ノ三第一項第二号ニ規定スル支拂計画總表を、各支拂計画期間における支出の會計別ノ所要總額について作製し、これを当該支拂計画期間ノ開始ノ一月前までに大藏大臣に送付して、その意見を求めなければならない。但し、各會計